

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業・施行認可取消訴訟

意見書

(環境影響評価書の瑕疵に関するもの)

令和6年1月20日

東京大学名誉教授 大方潤一郎

（はじめに）	3
1 環境影響評価手続とは	4
2 本件環境影響評価手続の経緯	6
3 評価書の欠陥について	9
3－1 新ラグビー場の建築による「建国記念文庫の杜」の樹木と生態系に対する影響の予測・評価がなされていないこと。	10
3－2 新野球場の建築による4列銀杏並木についての影響の予測・評価がなされていないこと	27
3－3 新野球場の建築による港区区道上の2列銀杏並木の保全の方法が具体的に示されていないこと	35
3－4 新野球場による騒音問題に対する「環境の保全のための措置」の欠落	42
3－5 「移植を通じた樹林の生態系の保全」という実現不可能な手法によって生態系を保全していることの欺瞞性	49
4 結論	53
付（関係条文）	54
付（位置などの名称を示した図）	57

（はじめに）

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に関し、東京都環境影響評価条例（以下「条例」または「本条例」という。）第 58 条により事業者が都知事に提出し、同 59 条により都知事が受理し令和 5 年 1 月 20 日に「提出の公示」（東京都告示第 40 号）が行われたところの「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業環境影響評価書（以下、「本件評価書」という。）」は、たとえば、本件事業により新築する新ラグビー場や新野球場による緑・生態系に対する環境影響の予測・評価などが客観的かつ科学的に行われていないなど、その記載内容が、条例が規定するところの環境影響評価書の要件を満たしていない、著しい欠陥のあるものである。

本件事業に係る環境影響評価書は、日本イコモスの「再審の要請」（R5.1.23 付け）および「緊急要請」（R5.1.29 付け）【甲 24】、「回答の要請」（R5.2.20 付け）【甲 46】、「「ヘリテージ・アラート」における根拠の説明」（R5.10.4 付け）【甲 52】等において述べられた指摘を待つまでもなく、評価書自体および東京都環境影響評価審議会の議事録を精査すれば、環境アセスメントの専門家でなくとも土地開発事業に明るい者であるなら誰にも明らかなように、建築計画が未確定であったり、樹木等の実態調査が不十分であることから、事業の環境に対する影響の予測・評価が客観的・科学的になされていない点や、環境保全措置の検討とその環境影響の予測・評価が客観的・科学的になされていない点などが、いくつか存在する。

以下、本意見書では、本件評価書の中で、本来記載されるべき環境影響の予測・評価や環境保全措置の検討とその効果の予測・評価が欠落している箇所のうち特に重大な箇所 5 点を取り上げ、審議会議事録等を適宜参照しながら、それが、どのように科学的妥当性を欠いたものとなっているかを述べる。

【】内は東京地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 95 号・第 332 号神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件における提出証拠の証拠番号である。

その他、当意見書では、主として、以下のようなものを引用している。

乙 54-2 環境影響評価書 本編

乙 54-3 環境影響評価書 資料編

甲 A33 2024 年 9 月 30 日付け「事後調査報告書（工事の施行中その 2）」

1 環境影響評価手続とは

そもそも環境影響評価手続とは、一般に、事業者に、当該事業の環境に対する影響を科学的・客観的に調査・予測・評価させ、当該事業の環境に対する影響を社会的に許容できる範囲に収まるよう、事業計画を変更したり、環境の保全のための措置（緩和措置や代替措置）を講じたりすることを（事業者が）自発的に行うことを促すために行う手続である。

本件再開発事業は、高さ 100m を超える超高層建築を建築するものであることから、また、駐車場の規模が所定の規模（1000 台）を超えているところから、東京都環境影響評価条例の対象となるものである。

同条例では、以下のように、その目的を第 1 条で、また、「環境影響評価」の定義を第 2 条 1 号で定めているところである。

（目的）

第 1 条

この条例は、環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等（以下「環境の保全」という。）について適正な配慮がなされることを期し、もつて都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条

一 環境影響評価 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することをいう。

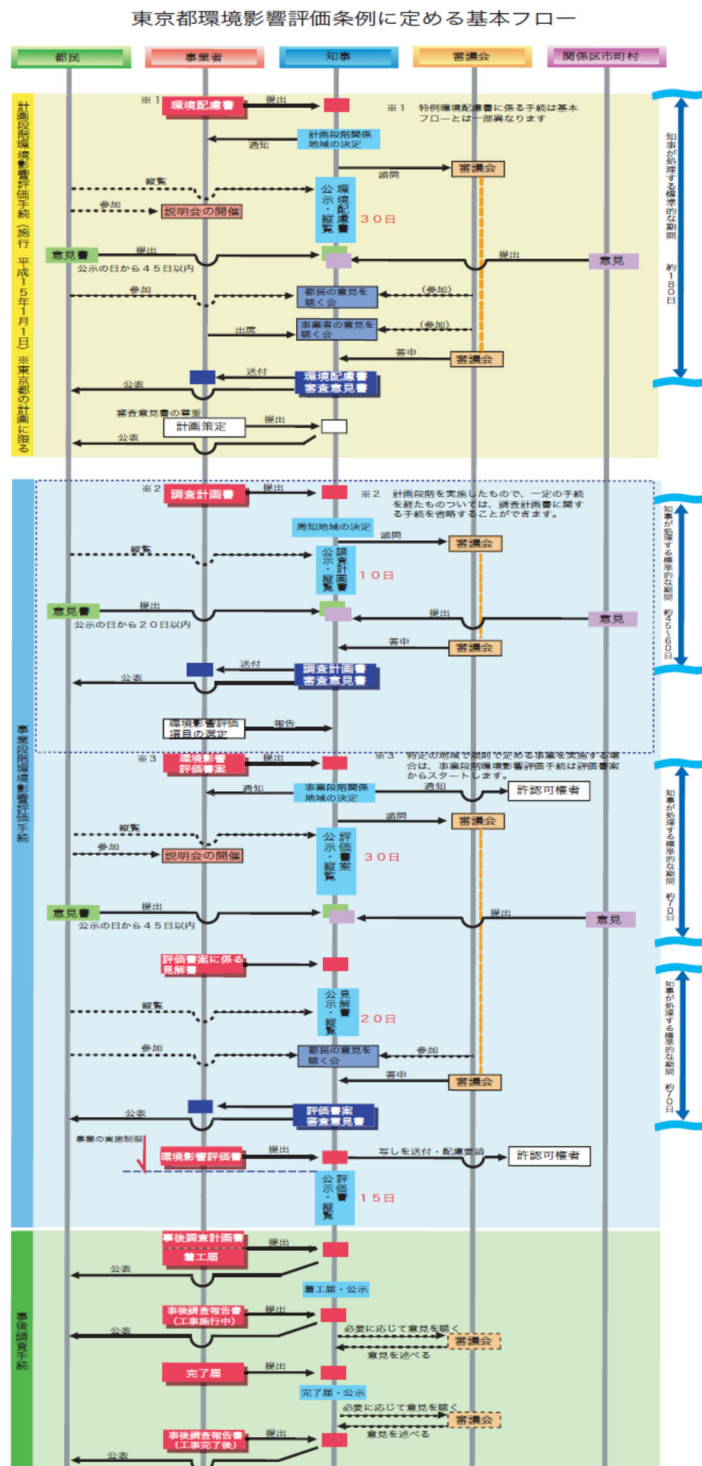
このように、本条例の下では、対象となる事業を実施しようとする事業者が、所定の手続に従い、当該事業の実施が環境に及ぼす影響について「事前に」（すなわち土地の整地のための樹木の伐採や建築工事などの対象事業に係る工事に着手する前に）調査、予測及び評価を行うだけでなく、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、さらに、当該措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することが求められているのであり、そのような、①当該事業の実施が環境に及ぼす影響の調査・予測・評価、②環境の保全のための措置、③当該措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響の予測・評価のすべてが適切に記載された環境影響評価書を、事業者が当該事業の実施に着手する前に作

成・提出することを義務づけることで、本条例の目的であるところの「環境の保全について適正な配慮がなされること」を確保しようとしているのである。したがって、本条例の下での環境影響評価手続においては、事業者が作成・提出する環境影響評価書において、当初の事業計画を実施した場合に予測される環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した結果、および、その予測・評価を踏まえて適切に事業計画を変更するなどの環境保全措置、ならびに、その措置を実施した場合における環境への影響の客観的・科学的な予測・評価が記載されなければならないのであり、そうした記載内容を欠いた環境影響評価書は、条例で定義するところの環境影響評価書とはいえない、すなわち条例の規定に反する欠陥文書といわざるをえない。

2 本件環境影響評価手続の経緯

本件再開発事業は、条例の規定では、事業段階の環境影響評価が必要とされるものであることから、その環境影響評価手続は、図1「東京都環境影響評価条例に定める基本フロー」の中の「事業段階環境影響評価手続」に従って進行することになる。

図1「東京都環境影響評価条例に定める基本フロー」



本件の場合、その手続の進行は、およそ以下のようになる。

(調査計画書の作成・提出と審査) 条例40条～46条

まず事業者が調査計画書を作成・提出すると、知事はそれを公示・縦覧し、都民・関係市町村は、その内容に対し意見書を提出。知事は、調査計画書審査意見書の作成について審議会に諮問し答申を受けて、調査計画書および提出された意見書を審査の上、調査計画書審査意見書を作成し事業者および周知地域区市町村長に送付し、またその内容を公表する。

(調査計画審査意見書等を踏まえた環境影響評価項目及び調査手法の選定・報告) 条例47条

選定調査計画書審査意見書の送付を受けた業者は、当該意見書等を勘案・検討し環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定し、その選定の結果を書面により知事に報告する。

(環境影響評価書案の作成・提出と審査) 条例48条～57条

事業者は、調査計画書に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行い、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）を作成・提出する。

評価書案には、事業者の氏名及び住所（条例48条1号）、対象事業の名称、目的及び内容（同2号）、事業計画の策定に至った経過（同3号）、調査計画書の修正の経過（同4号）の他、調査計画書に基づく調査の結果（同5号）、評価項目ごとの環境に及ぼす影響の内容及び程度（同6号）、環境の保全のための措置（同7号）、環境に及ぼす影響の評価（同8号）等を記載しなければならない。

事業者が評価書案を提出すると、知事はそれを公示・縦覧し、また事業者は説明会を開催する。都民・関係市町村は、評価書案に対し意見書を提出。意見書が提出された場合、事業者は当該意見書に対する見解書を知事に提出。知事は見解書を公示・縦覧した上で「都民の意見を聴く会」を開催。知事は、評価書案審査意見書の作成について審議会に諮問し、その答申を受け、評価書案および提出された意見書・見解書・都民の意見を聴く会の意見等を審査の上、評価書案審査意見書を作成し事業者および周知地域区市町村長に送付し、またその内容を公表する。

(環境影響評価書の作成・提出) 条例58条

事業者は、知事から環境影響評価書案審査意見書が送付された場合、その審査意見書や都民の意見書、関係区市町村長の意見、都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、以下の事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し知事に提出する。

記載すべき内容は、評価書案に記載する必要のある事項（すなわち事業者の氏名及び住所（条例48条1号）、対象事業の名称、目的及び内容（同2号）、事業計画の策定に至った経過（同3号）、調査計画書の修正の経過（同4号）の他、調査計画書に基づく調査

の結果（同 5 号）、評価項目ごとの環境に及ぼす影響の内容及び程度（同 6 号）、環境の保全のための措置（同 7 号）、環境に及ぼす影響の評価（同 8 号）等）の他、当該評価書案を修正したものについては、その経過（条例 5 8 条 1 項 2 号）、都民や市区町村長から提出された意見書や意見及びそれらに対する事業者の見解（同 3 号）、都民の意見を聴く会の意見の概要（同 4 号）、評価書案審査意見書に記載された知事の意見（同 5 号）等である。

（評価書の公示・縦覧） 条例 5 9 条

知事は、評価書の提出があつたときは、当該対象事業に係る許認可権者にその写しを送付するとともに、当該評価書等の提出があつた旨を公示し、評価書等の写しを関係区市町村長等に送付するとともに、当該評価書を縦覧に供す。

（許認可権者への要請） 条例 6 0 条

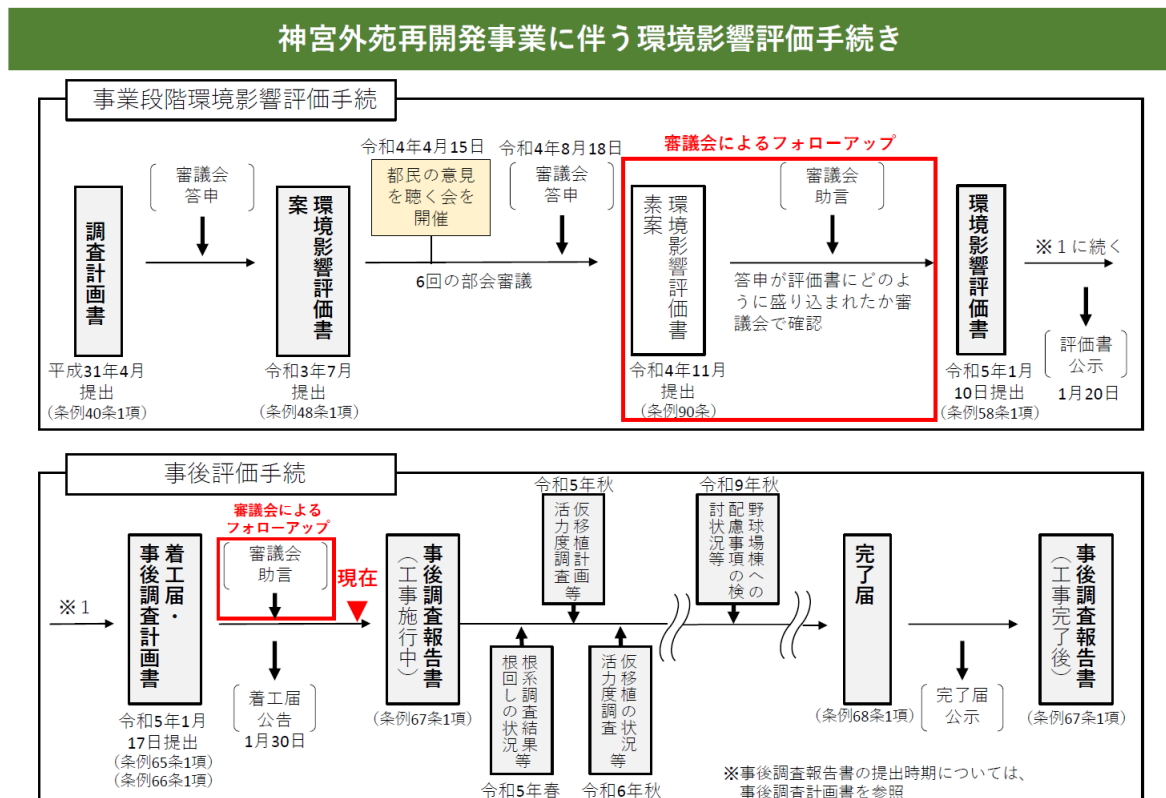
知事は、評価書等の写しを許認可権者に送付するときは、当該許認可権者に対し、当該対象事業の実施についての許認可等を行うに際して当該評価書の内容について十分配慮するよう要請しなければならない。

（対象事業の実施の制限） 条例 6 1 条

事業者は、前記の公示の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

なお、本件環境影響評価手続の経緯は図 2 のとおりである。

図 2（令和 5 年度 東京都環境影響評価審議会 第 1 回総会 説明資料 1（令和 5 年 4 月 2 7 日））



3 評価書の欠陥について

本件評価書では、特に、環境への重大な影響が懸念されている以下の5つの問題について、事業計画が未定であったり、必要な調査が未実施であるといった理由で、事業の実施が環境に及ぼす影響の予測・評価が客観的・科学的に行われていなかったり、環境への影響を緩和するための保全措置が検討されていなかったり、当該措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響の予測・評価がなされていなかったりしており、そのような点で、本評価書は大きな欠陥をかかえた（条例の規定に反する）文書といわざるをえないのである。具体的には以下のような欠陥である。

- ① 新ラグビー場の建築の日影等の建国記念文庫の樹林に対する影響について、予測・評価がなされておらず、事後調査の段階において新ラグビー場の設計を確定し、その環境影響の予測・評価を示すとしていること。（計画未確定による環境影響予測・評価の欠落）
- ② 新野球場が4列銀杏並木に及ぼす影響について、4列銀杏並木の銀杏の根の張り方等についての実態調査（根系調査）が未実施であるため、影響の予測・評価が評価書の提出前にできないので、事業に着手した後、事後調査の段階において根系調査を行い、その結果に応じて、当初案より改善した新設計案を確定し、その環境影響の予測・評価を示すとしていること。（必要な調査の未実施による環境影響評価の欠落）
- ③ 新野球場の建築が、その上に建つ計画であるため、存置ができないとする、港区道内の2列銀杏並木の保全措置については、これも銀杏の根の張り方等についての実態調査が未実施であるため、移植をするかしないかの判断が評価書の提出前にできないので、事業に着手した後、事後調査の段階において根系調査等を行い、その結果に応じて、移植の可否を検討するとしていること。（調査不足による環境保全措置の実現可能性の評価の欠落）
- ④ 新野球場による騒音の問題については、都知事意見として、より実態に即した予測が求められ、そのような方法により予測を行ったところ、環境基準を超える騒音被害が予測されたにもかかわらず、それに対する具体的な緩和措置は新野球場の将来の実施設計の段階において検討するとして、評価書においては、なんら有効な緩和措置が検討されておらず、また緩和措置が講じられた場合における環境影響の予測・評価も行われていないこと。
（環境保全措置の検討および当該措置の環境影響の予測・評価の欠落）
- ⑤ 本件事業計画には、一団としての樹木群をまとめて移植することによる「移植による生態系の復元」という手法が採用されているが、その実現可能性が十分に吟味されていない。一団としての樹木群をまとめて移植するための土地がないとか、既存樹木と移植樹木および新植樹木とが混在することになる新しい樹林地では「生態系を復元」したことにはならないといった懸念があり、都知事意見として具体的かつ詳細な移植計画を示すことが求められているにもかかわらず、評価書にはそれが示されておらず、事業に着手した後に段階的に移植計画を示すとしていること。（環境保全措置の検討不足および措置の環境影響の予測・評価の欠落）

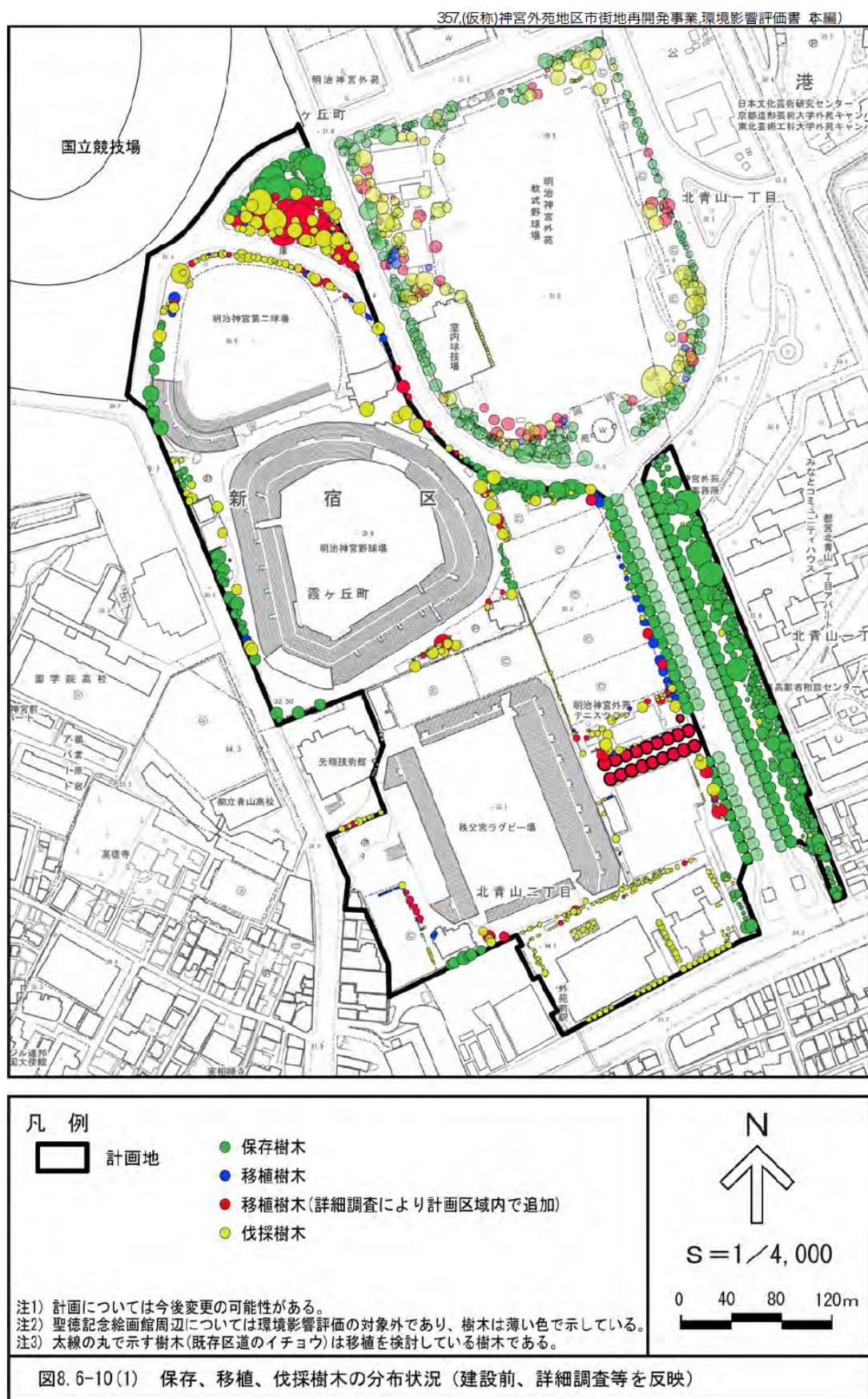
3－1 新ラグビー場の建築による「建国記念文庫の杜」の樹木と生態系に対する影響の予測・評価がなされていないこと。

【問題の所在】

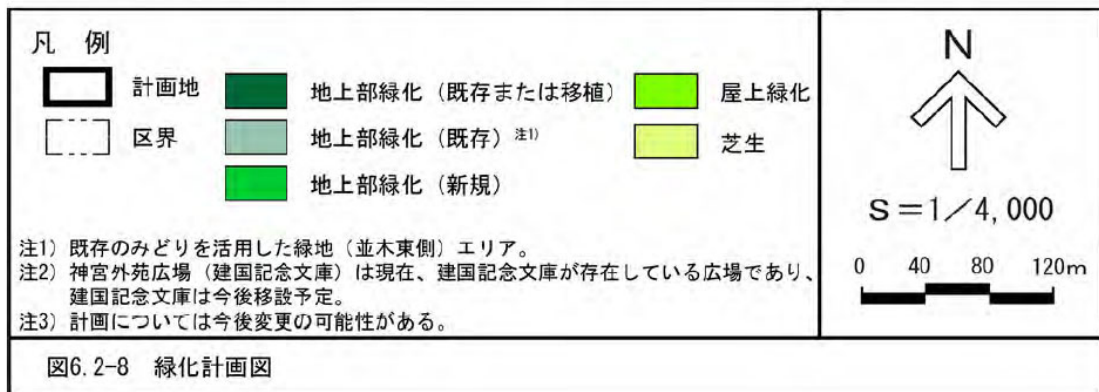
本事業による緑・生態系に対する環境影響について、大きな懸念が各方面から表明されている事項の一つが、新ラグビー場建設による建国記念文庫の杜の樹林と生態系への影響である。

新ラグビー場は、現在の神宮第二球場の敷地と、建国記念文庫の杜の街区とを、間にある新宿区道を廃道の上、統合した敷地に建設する計画となっているが、その際、新ラグビー場の建物が、建国記念文庫の杜の樹林の南側半分の上に建つため、その部分の樹木はすべて伐採ないし移植されることとなる一方、北半分の樹林については、地区計画によって「保全緑地1」として定められているところからも、しかるべく保全する計画となっている。しかしながら、その「保全緑地1」に該当する樹林については、その南側直近に新ラグビー場の高さ50m前後の建物が建つことから、その日影の影響や、建物の土台による樹木の根系に対する影響により、樹木が枯損したり、樹林地としての生態系が変化したりすることが懸念される。

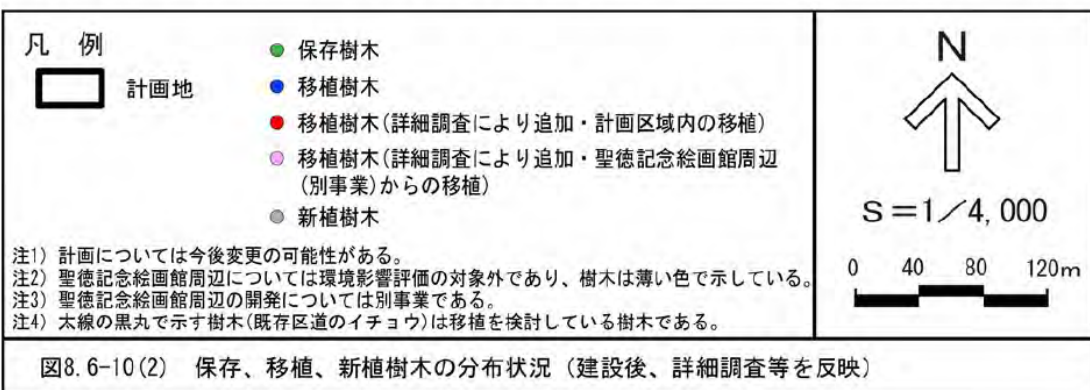
事業区域の現況図



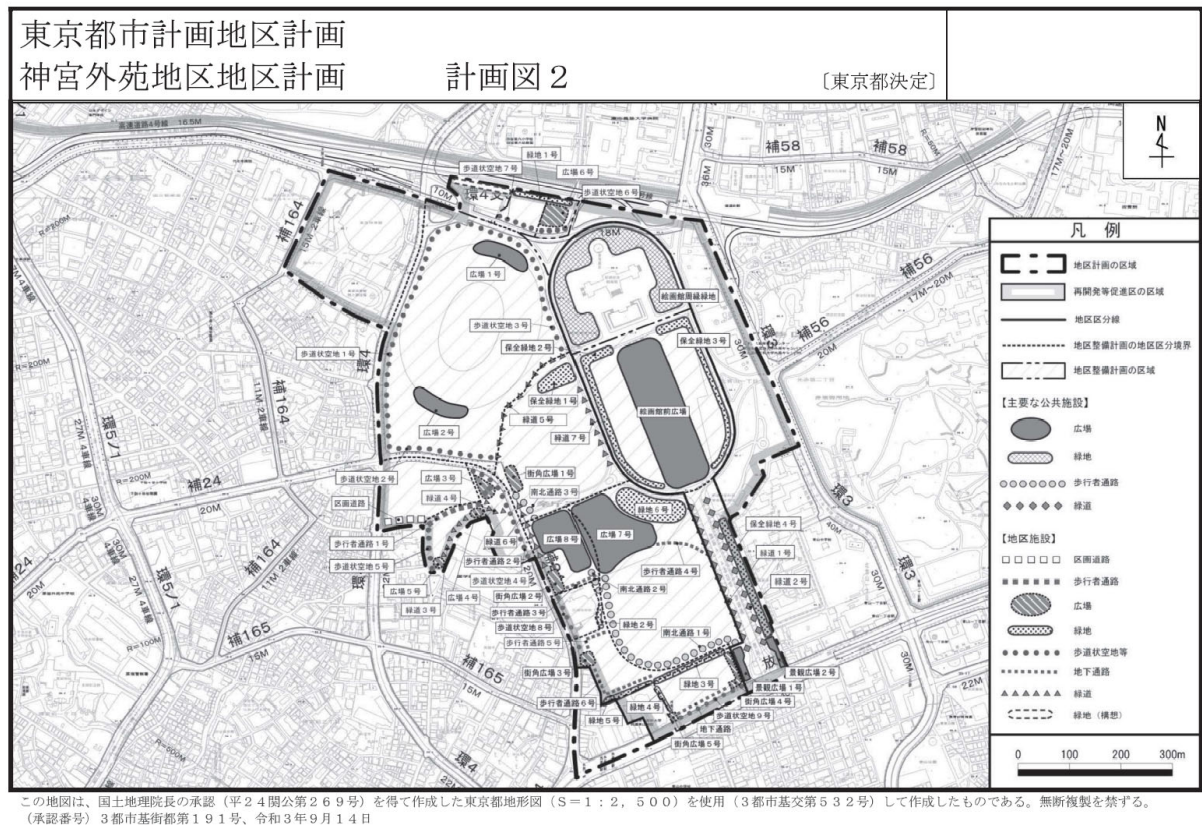
建設後の状況：緑化計画図



樹木の保存・移植・新植の計画



地区計画・計画図2（主要な公共施設・地区施設）



新ラグビー場の建物による建国記念文庫の樹木の伐採や、日影の影響に関する懸念の表明としては、たとえば、審議会第1部会における第4回の会議（R4.5.19）における、以下のよう
な質疑応答がある。

（審議会第1部会における第4回の会議（R4.5.19）議事録 p.31 以下。）

○横田委員 ……それから、建国記念文庫のところに関しても、なぜ、その施設配置が…北東側の緑地を削るような形で配置されているのか、南西側に少しずらすことができないのか、この点についての考えが必要かと思います。御説明をいただきたい
と思います。

○事業者 ……建国記念文庫のところについては、ラグビー場の規模等々がござ
いますので、建物の形状の変更というのはなかなか難しいのですが、ただ、これは
まだ最終形ではないですので、ここについても今後この建国記念文庫のところの緑
地に配慮して、計画をしていこうと考えております。

○横田委員 最終形ではないという御意見ですが、配置構造に関する検討を行うのが
この段階でありまして、この点に関して確定的な見解を示していただく必要があるか
と思います。

（中略）

○横田委員・・・先ほどおっしゃった北東角の植栽に対する日影の影響なども踏まえますと、[新ラグビー場の] トラス式の屋根の影響というのは非常に大きいのではないかと思います。このトラス式の屋根に関しても、今おっしゃったような施設の具体的な計画の中で再検討の余地があるということで考えてよろしいのでしょうか。

○事業者 ラグビー場の設計に関しましては、今 PFI という手法で、公の方々の公募、募集をかけているという状況になります。まさにその中で、このトラス式の屋根につきましても、民間の各企業から知恵が出てくるというか、そういったところが期待される部分かと思いますので、現時点で確定しているというものではございません。

【評価書案】

この点について、本件評価書案では、計画建築物の冬至日の等時間日影図と、事業区域内外に設定した5つの地点（評価書案本編 p.327.「図 8.7-1 日影調査地点」参照）における冬至・春分・秋分・夏至の日影時間（現況と事業完了後の予測）を示したデータを記載しただけで、建国記念文庫の杜の樹木をはじめ、事業区域内の保全すべき樹木や移植する樹木等に与える計画建築物による日影の影響については、なんの言及もされていない。単に、事業によって建設する建築物が「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制をクリアしていると評価しているだけであり、地区計画において地区施設「保全緑地1」として指定されているところの「建国記念文庫の杜」の存置される部分の樹林に対する新ラグビー場の建物による日影の影響は客観的・科学的に予測も評価もされていないのである。

また、本件評価書においても、新ラグビー場の日影の影響については、建国記念文庫の街区の北東角の外の交差点上に設定された「地点5」への日照の状況と、新ラグビー場の冬至日の等時間日影図が記載されているだけであるにもかかわらず、樹林の外に位置する「地点5」には春分～秋分の期間において新ラグビー場の日影が落ちないことをもって、（何らの合理的な説明を示さないまま）建国記念文庫の区域の中についても「当該樹林には十分な日照が確保される」と断言するだけであって、新ラグビー場の日影が「建国記念文庫（すなわち保全緑地1）」の樹木や生態系に対して、いかなる影響を与えるかについて、客観的・科学的な予測や評価は何も示されていないのである。

【知事の意見】

審議会の答申を受けた知事の意見としては、新ラグビー場による環境への影響に関し、以下の指摘がなされている。

- ・（評価書 本編 p.564.： 12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見（項目：生物・生態系）（４））

「４ 神宮外苑広場(建国記念文庫)周辺の緑のまとまりについて、

ラグビー場棟の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること。

設定した保全エリアの拡大について、施設設計の深度化と併せて継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大するとともに、

ラグビー場の配置・構造等の詳細設計において生物・生態系への影響を回避・最小化する措置を具体化すること。」

（強調・改行の追加は筆者による。以下同じ。）

【評価書素案と評価書】

知事意見を受けて、事業者は評価書素案を作成、11月30日に都に提出、これについて12月26日の審議会総会において受理報告と事業者による説明および質疑・助言が行われた。さらに、その後、事業者は、素案に対する委員の助言を受けて、素案に修正を加え、最終的な評価書をR5.1.10に都に提出、同1.30の審議会にて受理報告と事業者による説明・質疑・助言が行われた。

評価書素案には、新ラグビー場による建国記念文庫の杜の樹木への日影の影響に関する予測・評価に関係する事項として、以下の記述が盛り込まれた。

「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場(建国記念文庫)への日影の影響については、

「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場(建国記念文庫)から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前 交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。」

（「評価書素案 本編」 p.374, l.28.なお同 p.7 の表 4-1(6)にも、まったく同じ記述がある。）

このように、評価書素案では、神宮外苑広場(建国記念文庫)の日影の状況ではなく、当該区域から「最も近い調査地点」（すなわち区域の北東角の外に位置する道路上の「絵画館前 交差点」の中央部）の日影のデータのみを参照して、神宮外苑広場(建国記念文庫)の日影の状況については、何らのデータを参照することもなく、したがって科学的データに基づいた予測や評価を行わないまま、単なる憶測として、「日照は確保されるものとする。」と記述しているのである。

「日照は確保されるものと予測される。」でも、「日照は確保されるものと評価される。」というのでもなく、「日照は確保されるものと考える」という表現になっているのは、ある意味で正直な表現である。ここでは、まさに、事業者は、客観的・科学的根拠のな

いまま、もっぱら主観的に、神宮外苑広場(建国記念文庫)に対する「日照は確保されるものと考えている。」に過ぎないことが吐露されている。

また、実際に、素案の、この記載事項に関しては、以下に引用するように、ある審議会委員から、

「地点5は「建国記念文庫の杜」の北端（の外側）に位置する地点であるから、その当該区域の外部に位置する地点の日照状況をもって、その地点より相当南に位置する「建国記念文庫の杜」の日照状況について「日照は確保される」と評価するのは不適切であるから、この記述は見直すべきである。」

との主旨の助言がなされている。これに対し、事業者も対応修正すると回答しておきながら、最終的な評価書においては、単に、地点5が、建国記念文庫の杜の「北側」に位置することを曖昧な表現で示すよう記述を微修正しただけで済まし、建国記念文庫の区域の内側についての日影の影響についての予測・評価は何も記述されないままとなっている。

ここで「曖昧な表現」というのは、「神宮外苑広場(建国記念文庫)の北側の」という表現が、建国記念文庫の区域の北側の外の位置を指すのか、建国記念文庫の区域の内側の中央より北寄りの位置を指すのかが判別できず、読み手にとっては（地点5の位置を、評価書の他の箇所に記載されているところの図で確認しない限り）あたかも当該地点の位置が後者であるかのように誤解しやすい表現になっているからである。このような表現を意図的に行っているとすると、これは、きわめて欺瞞的な行為であるといえる。

しかも、さらに事業者はこの点に関する評価書の修正において不適切な行為を行っている。実は、上記の委員の指摘を受けて、修正されたのは、評価書本編の「生物・生態系」の章の結論部の記述（p.344, l.18～）だけであって、評価書本編の冒頭（2ページ目以下）に記載される「4. 環境に及ぼす影響の評価の結論」（評価書の要旨にあたる部分）における記述（p.7）は、（そもそも、委員は、この部分の記述について指摘していたにもかかわらず）修正前の評価書素案と同一の文章となっており、全く修正されていないのである。したがって、本件評価書の記述は、本論部における記述（p.344, l.18～）と、冒頭の要旨にあたる部分における記述（p.7）とが異なるものとなっているのである。これは、審議会の助言に対するきわめて杜撰かつ不誠実な事業者の対応といえる。

【引用】（令和4年度「東京都環境影響評価審議会 第10回総会（R4.12.26開催）」）：

【審議資料】資料4 受理報告（「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案）p.16.「生物・生態系の第5番」）

（審議会における委員の助言）評価書 p.7 l.19～「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場(建国記念文庫)への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場(建国記念文庫)から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことが

ら、日照は確保されるものとする。」については、地点5が神宮外苑広場の北端に位置しており、そのことを考慮する必要がある。神宮外苑広場の南側では、必ずしも「日照は確保される」と言えないのではないか。確認のうえ見直しを検討されたい。

（審議会における事業者回答） 神宮外苑広場(建国記念文庫)の北側については、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日照は確保されますが、ご指摘いただきましたとおり南側を含めて誤解のないよう文章を修正させていただきます。／ラグビー場棟の計画要件については、競技者が安全かつ良好な状態で競技ができ、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズとなるよう競技に必要な要件と観客数等で計画しています。

詳細な形状については今後の検討となるため、可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める旨、記述を修正させていただきます。

【引用】

・（評価書 p.7 「4. 環境に及ぼす影響の評価の結論の表：6. 生物・生態系」）

「また、ラグビー場棟による神宮外苑広場(建国記念文庫)への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場(建国記念文庫)から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。」
この部分は全く修正されていない！。

・（評価書 p.344, l.18～）

「なお、神宮外苑広場(建国記念文庫)への日影の影響について、神宮外苑広場(建国記念文庫)の北側の「8.7 日影」に記載の調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」において、樹木が最も生長する時期(夏至及び春・秋分)に日影とならないことから、日照は確保されるものとする。／神宮外苑広場(建国記念文庫)については可能な限り日影の影響に配慮した設計となるよう努める。」

(写真 8.7-5) (評価書 本編 p.396)

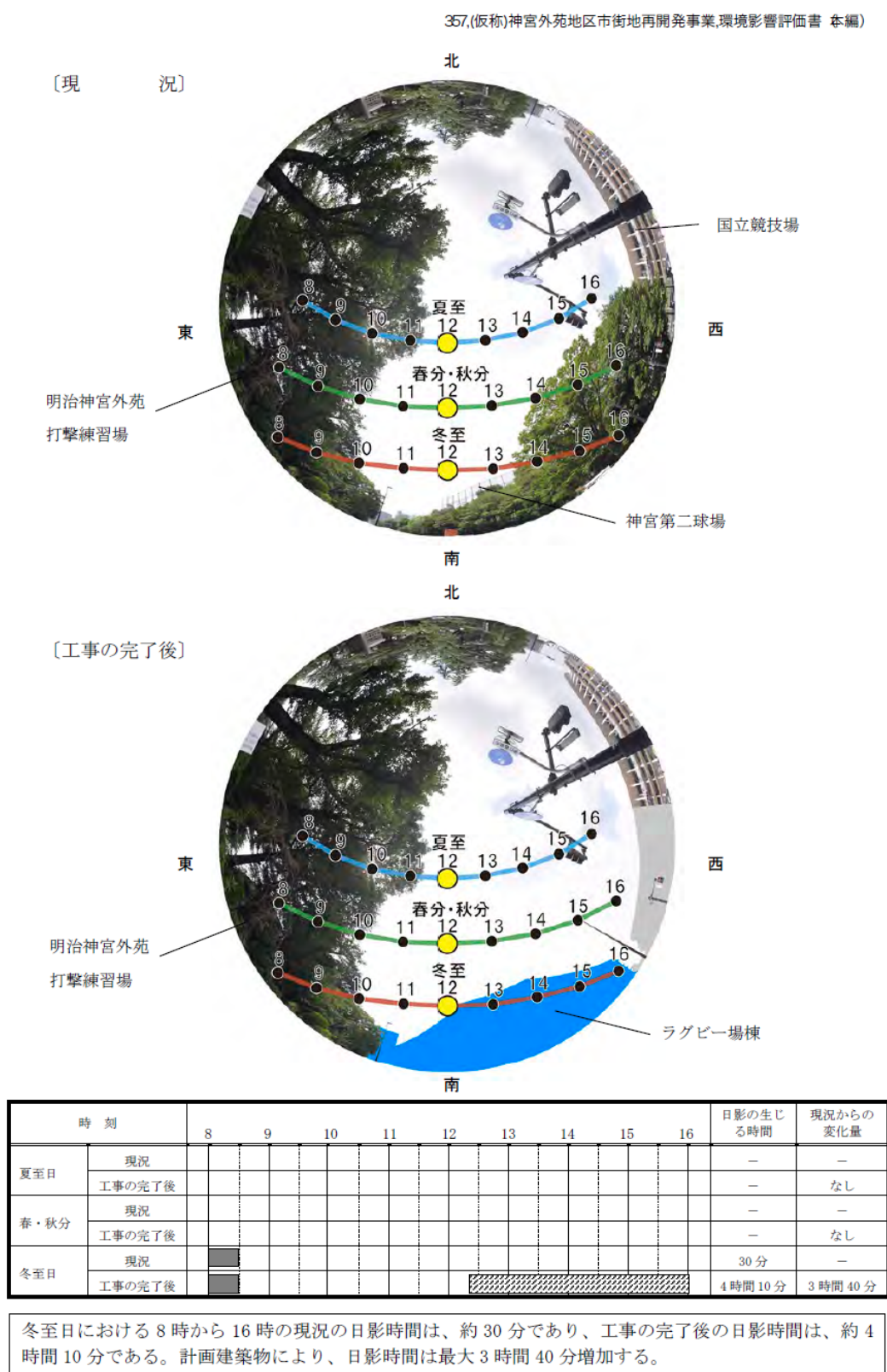


写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)

【評価書の欠陥（１）】

そもそも、本件評価書においては、新ラグビー場の建物による、（冬至だけでなく、春分・夏至・秋分などの）等時間日影図等が示され、その上で、当該日影による樹林の健全性や生態系への影響が予測・評価されるべきところ、新ラグビー場の設計がPFI公募中であって未定であることから、今後、設計を深化させる中で「可能な限り日影に配慮した設計となるよう努める」といった具体的な環境保全水準をなんら示さない空疎な方針を示すのみで、予定する建築物の等時間日影図も示されず、したがって新ラグビー場の建物による日影による建国記念文庫の杜の樹林に対する客観的・科学的な予測と評価は全くなされていないのである。新ラグビー場の建物の日影の影響だけでなく、土台等による樹木の根の圧迫や、壁に枝があたることを防ぐための剪定、風害の影響なども全く予測・評価されていないことは、いうまでもない。

新規に植樹して樹林を育てるのであれば、当該土地の日照条件や土壌を勘案して、しかるべき樹種を選定して配置すれば良いのであるが、建国記念文庫の杜は、樹齢百年超の大きな樹木を含む成熟した樹林であり、実際、その中の中心的な樹木としては、日照を好む、ケヤキやスダジイなどが存在するのであるから、この建国記念文庫の樹林とその生態系を保全するためには、十分な日照を確保することが重要なのである。また、春夏秋の日照が確保されたとしても、冬場の日照が不足すれば、当該土地の冬場の温度は従前より著しく低下し、低温に弱い植物や昆虫等が死滅し、生態系が大きく損なわれることが懸念される。したがって、建国記念文庫の杜の存置部分（すなわち地区計画の地区施設である「保全緑地１」）の樹林を確実に保全するためには、その直近南側に建つ新ラグビー場の日影による影響が現在の樹林と生態系を保全する上で、許容範囲に収まっているか否かを、事業計画全体を決定し事業に着手する前に、確認しておくことが不可欠なのである。

したがって、本件評価書においては、本来、建国記念文庫の杜の存置部分（すなわち「保全緑地１」）に対する新ラグビー場の日影の影響の予測・評価を行い、その結果を記載すべきところ、それを怠り、日影の影響を評価すべき対象の区域内の区域外の外の一地点に対する日影の影響の評価（すなわち春分・夏至・秋分時には影が落ちないということ）をもって、あたかも本来の対象区域に対する日影の影響の予測・評価を行った結論が得られたかのように装った文章を「環境に及ぼす影響の評価の結論」として記載しているのである。この点に鑑みると、外部の専門家等から、本件評価書において、多々の「虚偽」の記載があるとの指摘を受けることも、まことに尤もなことであるといわざるをえない。この記述は、意図的になされた「虚偽」とまではいえないとしても、本件評価書には、建国記念文庫の杜（あるいは「保存緑地１」）に対する新ラグビー場の日影の影響の予測・評価が全く欠落しているといえるのである。

【評価書の欠陥（２）】

そもそも、本件再開発事業の環境影響評価の過程は、評価書提出の時点では、①新ラグビー場の設計がPFI募集の途中で未確定であることから建国記念文庫の杜に対する影響が正確に予測・評価できないこと、②4列銀杏並木の根系調査が未実施のため新野球場による4列銀杏並木に対する影響が正確に予測・評価できないこと、③港区道の2列銀杏並木の根系調査が未実施のため2列銀杏並木の移植の可否（実現可能性）が判断できないこと、④「移植による生態系の復元」について、移植元の生態系の詳細や、仮移植先の土地の状況、移植先の土地の状況などの把握が不十分であることから、具体的に、どのように「まとまった形で」樹木や地中の生物等を含めた土壌等を移植するのかという移植計画が定まっていないこと、⑤新野球場の設計が未確定であることから競技実施中の騒音レベルが正確に予測・評価できないことなど、事業計画の不確定性のため、客観的・科学的で確度の高い環境影響の予測・評価が不可能であるという、根本的・原理的問題を抱えているものであった。

しかしながら、たとえば新ラグビー場に関していえば、本件評価書を提出した時点では、既にPFI事業者は決まっていたのであるから（令和4年8月22日に落札者決定）、事業者としては、急ぎ基本設計を行い、建物の形状を確定し、正確な日影図等を作成し、環境への影響を客観的・科学的に予測・評価した上で、その結果を記載した評価書を提出すべきであったのである。事業計画が未定であるために、重要な事項に関する事前の影響予測・評価を欠いた環境影響評価書というものは、そもそも事業段階の環境影響評価書としての役を果たしえない無用のものといわざるをえない。特別な理由があって、事業計画が未定のまま事業の環境への影響を予測・評価しなければならないときは、事業計画を将来的に深化確定する際に、確保すべき環境に及ぼす影響の限度（たとえば冬至日における日影時間や、建物と樹木の離隔距離など）を事前に設定し、その限度が遵守されたときの環境への影響を客観的・科学的に評価し、（「たぶん大丈夫だろう」といった主観的憶断ではなく）その影響が許容範囲内に収まるものであることを客観的に確認し、その結論に至る過程を評価書に記載する必要があるのである。

この点については、評価書素案の検討の際、審議会委員からも、以下のような意見（助言）がなされている。

（R4.12.28 審議会総会・資料4、p.15、「生物・生態系」の3）

「評価書 p.6 L.24～

「ラグビー場の配置は変更できないものの、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとする。」とあるが、配置が変更できない根拠を示すことをお願いしたい。また、どれだけ高さを抑えることが可能なのかの設計変更の幅は、ラグビー場計画要件からある程度予測ができるはずであり、それを踏まえた記述とすることをお願いしたい。」

これに対する、事業者の回答は以下のようなものであった。

「ラグビー場の施設設計の深度化に合わせ、生物・生物系への影響に対する措置の具体的な内容を検討し、高さを抑えるなど眺望に配慮したデザインとします。／詳細な形状については今後、ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどについて、引き続き検討するよう要請します。／その中でどの程度高さを抑えることが可能かも含め、構造や形状、高さを含めた詳細な設計については今後の検討となりますので、樹木への影響等に配慮して設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画です。」

このように、事業者は、事業に着手する事前の段階において、ラグビー場による生物・生物系への影響を予測・評価することや、その影響の限度についての目標を設定することすら忌避し、あくまでも「今後の検討」とし、しかも事業者代表として環境影響評価を行っている立場でありながら、建築の構造や形状、高さなどの仕様について設計者に指示するのではなく、設計者に「検討するよう要請する」とか事業を共同事業者として分担する「関係機関と協議を行っていく」という、事業者代表としての主体性と責任を欠いた「他人任せ」「成り行き任せ」ともいうべき消極的な態度で今後の施設設計の深度化に臨もうとしているのである。

主要な施設の基本的な仕様・諸元・概略的形態が定まっておらず、当該施設の日影の影響の予測・評価のためのデータが示されていない段階で、審議会が評価書案の記載内容の妥当性を客観的・科学的に判断することは技術的に不可能であるから、そのような段階において事業段階の環境影響評価手続を適切に実施することは原理的に不可能なのである。

実際のところ、審議会においても、新ラグビー場や新野球場の建築計画が確定しておらず、したがって、本件評価書案では、新ラグビー場による建国記念文庫の樹木への影響や、新野球場の4列銀杏並木への影響が客観的・科学的に予測・評価されておらず、「移植による生態系の復元」という環境保全措置についても、その措置の有効性や実現可能性の評価が何ら記載されていない評価書案について、その記載内容の妥当性を審査することは（その妥当性を審査すべき客観的・科学的予測や評価が記載されていないのだから）不可能であり、したがって、この評価書案については、より具体的で詳細な現況調査データが示され、それを踏まえた客観的・科学的予測・評価を通じて、事業計画の妥当性が説明されない限り、審議会として答申を出すべきでないとする意見も何人かの審議会委員から示されていたのである。

しかしながら、検討部会を異例の6回も開催したとか、標準処理期間にも配慮すべきだといった、評価書が最低限備えるべき質を確保することよりも審議スケジュールの消化を優先するような審議会事務局の意見に押され、結局のところ審議会としては、評価書提出までの間、あるいはその後の事後調査報告段階において、必要な調査を実施し、それを踏まえた建築計画や緑化計画の改善を行うよう求める「知事の意見」を事業者に伝え、事業者がこれに対応した記述を評価書に記載し、また、そうした将来的な環境への配慮を審議会として確認

するため、評価書提出前に評価書素案を審議会に報告・説明し助言を受けることや、評価書の提出後にも審議会に報告・説明し、その内容について審議会の助言が反映されているかを確認すること、さらに事業着手後の事後調査報告段階で、事後調査報告書や変更届を提出し、その際、審議会に事業者も出席して説明し、また審議会として助言することにするという異例の措置を取ることとして、審議会会長・部会長以下、多くの委員の間に、迷いを残しながらも、評価書確定までの設計の深化と、それを踏まえた環境影響の予測・評価の実施、環境保全措置の拡充などについての事業者の誠意ある対応に期待して、とりあえずの答申を出したのである。（審議会第1部会 R4.5.26 議事録、同 R4.8.16 議事録、審議会総会 R4.8.18 議事録、）

【引用：評価書における記述】

（ラグビー場に関して）

「詳細な形状については今後、新ラグビー場設計者に対して、圧迫感や閉鎖性の緩和、既存樹木の保全等に留意したデザインなどを、引き続き検討するよう要請する。」

「また、改めて既存樹木について設計・施工の両面からの工夫等により保存又は移植を検討し、自然環境の保全に努める。」

「今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も仰ぎながら樹木の伐採を可能な限り回避し、樹木の保全に努めるとともに神宮外苑広場（建国記念文庫）の保全エリアを可能な限り拡大するよう努める。」（以上、評価書本編 p.6.）

「神宮外苑広場（建国記念文庫）については可能な限り日影の影響に配慮した設計となるよう努める。」（評価書本編 p.7.）

（野球場に関して）

「保存する4列のいちよう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。」

（評価書本編 p.7.）

なお、このように、評価書の提出公示の後の段階で建築の設計等において環境への配慮を「設計者に検討するよう要請」したり「設計者・施工者と調整」したり、あるいは「改めて…設計・施工の両面からの工夫」することによって、環境への影響を「可能な限り」改善するよう「努める。」という方針を評価書に記載してはいるが、評価書には、こうした将来の設計や「工夫」によって確保すべき環境影響の限度等の達成目標を何ら設定していないのであるから、こうした記述は、単なる「事業者の心情」の言明に過ぎないものであり、設計確定後の環境への影響については「成り行き任せ」としたものといわざるをえない。したがっ

て、これらの記述は、新ラグビー場建設による環境への影響について予測・評価したものとはいえず、まして「環境の保全のための措置」を検討し、その影響を予測・評価したものとはいえないのである。むしろ、このような、いわゆる「空約束」「その場しのぎの言い訳」ともいえる記述を含む本件評価書は、そのことだけでも、客観性・科学性を著しく欠いた、大きな欠陥をかかえたものといえるのである。

なお、これは補足的な情報であるが、実際のところ、R6.10.21 に新ラグビー場に関する事業計画の変更届が審議会において受理報告されたが、その変更届に示された新ラグビー場の新設計による日影の影響は、評価書案に記載の設計によるものと比べて、ほとんど改善されていないものであった。しかも、この変更届においても、新ラグビー場の等時間日影図が示されているだけで、建国記念文庫の樹林の健全な育成に対する影響の予測や評価は何も行われていないのである。

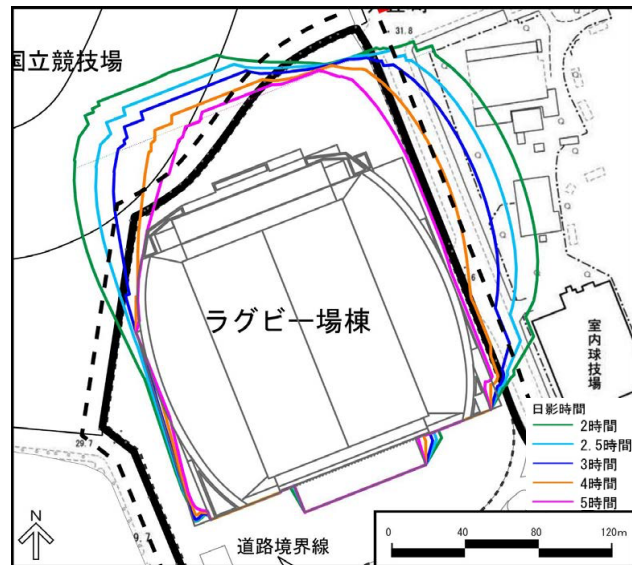


図5.3.2-7(1) 【変更後】等時間日影図（冬至日）

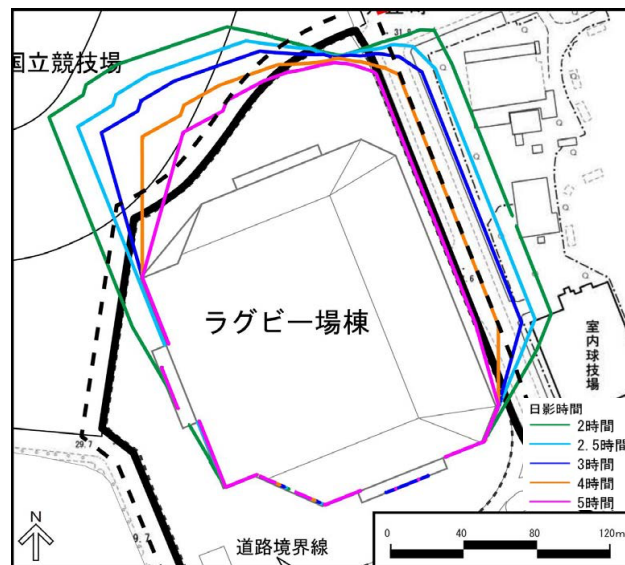


図5.3.2-7(2) 【変更前】等時間日影図（冬至日）

- 62 -

ラグビー場の敷地内（黒線内）の大半は、朝午前8時～夕方午後4時の間に5時間の日影が落ちる（すなわち朝夕の3時間以下しか陽が当たらない）というピンクの線内にあることがわかる。また、ピンクの線の外の部分は、「変更後」の図でも、ほとんど大きくなっていないことがわかる。しかも、この図は、地上4mの平面に落ちる影の状態を示しているもの

であるから、地表面に落ちる影を考えると、建国記念文庫の杜の存置部分は、冬至には、ほとんど日が当たらないといえるのである。

【小結】

以上のことから、本件評価書は「事前に事業の環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」とされている環境影響評価書としては重大な欠陥をかかえたものとなっていることが明らかである。

3-2 新野球場の建築による4列銀杏並木についての影響の予測・評価がなされていないこと

【問題の所在】

新野球場の壁が直近に迫ることによって4列の銀杏並木の銀杏の木の根が傷められ枯損するおそれが高いという懸念は様々な方面から表明されているところである。

新野球場の東側の壁面の位置は、地区計画において指定された「4号壁面線」より西側に配置するものとされているが、この4号壁面線は、建物の壁面を、新野球場の敷地と都道の境界線から8m以上離すことを求めるものであり、この道路境界線から8m離れた位置とは、現存する4列銀杏並木の西側の銀杏の幹の中心からの距離としては約6mにあたる距離であるから、この位置に新野球場の壁やその基礎を設置することは、樹高20mを超える銀杏の樹の根を傷めることは確実と予想されるのである。

「都民の意見を聴く会の意見の概要」（評価書本編 p.593, 表 14-2(1) 意見の概要：項目 1. 環境一般：第3段）においても「いちよう並木の生育環境への悪影響や景観の破壊なしに並木に近接して野球場を建築することは不可能と思う。」との意見が記載されているところである。

また、審議会第1部会における第4回の会議（R4.5.19）においても、以下のような意見が表明されている。

○横田委員・・・いちよう並木に関してですが、こちら、「生物・生態系」と「景観」の観点から〔答申に盛り込むかどうかを検討する「総括審議」の事項に〕含める必要性を感じております。やはり、〔野球場との〕離隔距離が非常に狭くて、影響がないとは言い切れない環境において、どのように保全措置をしていくのかは、もっと具体的に検討すべき事項ですし、当然、モニタリングをしながらやっていく具体的な根系調査のやり方を、〔評価書に〕追記いただきたいと思いますと考えています。

【評価書案】

4列の銀杏並木と新野球場との関係については、本件評価書案では、以下のような記述がなされている。

（評価書案 本編 p.322, l.3 以下）

- ・ 青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木を保存するとともに、既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画としている。
- ・ 今後詳細な設計を実施するにあたり、存置する既存樹木の生育に影響が及ばないよう、既存樹木の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持する等、計画建物の配置等に配慮する。

すなわち、これは、評価書提出の後の段階において、新野球場の詳細設計を行う際に、銀杏の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持する、ということであるから、新野球場の建物の位置は評価書案記載のままとして、単に、新野球場の建物の「地下躯体」（すなわち地中の杭や土台などの構造物）の位置と銀杏の「根鉢」の位置との「離隔距離」を確保する、ということであるから、銀杏の幹の中心から約6 mの位置に新野球場の外壁が位置するという当初の建物配置は変えないまま、単に、地中の構造物の作り方を、できるだけ銀杏の根を傷めないようなものにする、ということをしているのである。

そのような、建物の位置を変えないまま、地中構造物に工夫をするだけで、はたして銀杏の根を傷めずに済むかどうか、審議会において大きな論点となるのである。

(22.04.26 審議会第1部会議事録、p.34.以下)

○横田委員 3点目はイチョウです。生態系に関しては最後にいたしますが、イチョウに関して、やはり、壁面との関係性が、道路境界線からこの断面のイメージですと、8mとなっていますが、根系の保全上は非常に不足していると考えられます。

(中略)

○事業者 これは、実際の施工計画などとも関係してくると思います。ゼネコン等、施工者を決めるのは、まだ先のことでありまして、野球場の着工が2028年だったと思います。あと7年以上あるという中で、この辺の壁面後退と、壁面後退をした上での、御指摘のとおり、「ぎりぎりまでここを8m以上掘るのではないか」というようなお話だったと思いますが、その施工方法についても、施工者と一緒に検討していこうと思っています。

○齋藤部会長 ありがとうございます。私のほうから、今の話のところで少しお伺いしたいと思います。この建物の離隔をある程度つくっていらっしゃるということですが、工事をするときには、地面も掘り下げることかと思っています。「施工計画等は今後です」ということですが、イチョウの根に対する影響ということについて、もう少し具体的な説明をいただければと思います。「このいちょう並木は保存します」ということですので、保存できないといけないと思いますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○事業者 まさにおっしゃるとおりで、この4列いちょう並木の保存というのは、評価書案にも宣言していることですので、これについては、もう約束だと思っていたいていいと思います。／当然、その約束を守るために、本当に施工方法ということについて、施工のプロフェッショナルな方を入れて、検討していかなければいけないのかなと思っています。

○齋藤部会長 おっしゃるとおりだと思いますが、その施工のプロフェッショナルを入れたときに、「大丈夫です」ということでないと、「約束です」と言われても、こちら

としても評価をしかねるところではあるなと思っています。／今のところは回答することができないということですね。

○事業者 なかなか難しいと思います。おそらく、地下の部分の、基礎のつくり方にも影響してくると思いますので、現状では、「できる限り、根から離れた位置に、地下躯体をつくるというような検討を進めていきます」というぐらいしか、なかなか難しいのかなと思っています。

こうした議論を受けて、事業者は 22.08.16 審議会第 1 部会に、評価書に記載すべき「いちよう並木の保全策」を提出する（その内容はほぼそのまま評価書素案および評価書に採用されている。）

それに対し審議会は以下のような意見を述べている。

（22.08.16 審議会第 1 部会議事録、p.15.）

○横田委員 ……環境保全措置の書き方としては、やはり壁面後退がどれだけできるのかという観点を、きちんと書いていただくことが非常に重要な視点でありますし、今回の一番心配されるいちよう並木に対して、壁面後退前提での検討を先にさせていただくことができないといけないのではないかと考えております。（中略）

○事業者 はい、三井不動産です。（中略）

4 列のいちよう並木の景観の保全ということは今回絶対であると考えております。（中略）

そのために、まさに今年の年末から来年の春にかけて根系調査をさせていただきますが、…この調査をした結果、やはり今の計画では支障が出る部分が出てくれば、今申し上げましたような壁面後退も、当然検討させていただきます

【知事の意見】

審議会の答申を受けた知事の意見としては、新野球場と 4 列銀杏並木の関係に関し、以下の指摘がなされている。

（評価書 本編 p.564.： 12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見（項目：生物・生態系、景観 共通））

「1 保全するいちよう並木に近接して野球場棟の建設が計画され、いちよう並木への影響が懸念されていることから、野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと。

また、その結果を説明するとともに、調査結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。

特に、いちようの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の該当箇所の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。

さらに、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちよう並木を健全に育成すること。

2 保全するいちよう並木について、野球場棟のネットフェンスやスコアボード、照明やひさし等構築物による、日照及び景観への影響が懸念されることから、構築物の配置や素材・色彩の決定に当たっては十分配慮し、影響の低減に努めること。」

【評価書素案と評価書】

知事意見を受けて、事業者は評価書素案を作成、11月30日に都に提出、これについて12月26日の審議会総会において受理報告と事業者による説明および質疑・助言が行われた。さらに、その後、事業者は、素案に対する委員の助言を受けて、素案に修正を加え、最終的な評価書をR5.1.10に都に提出、同1.30の審議会にて受理報告と事業者による説明・質疑・助言が行われた。

評価書素案には、新野球場と4列銀杏並木の関係に関する事項として、以下の記述が盛り込まれた。

- ・「また、保存する4列のいちよう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。」（「評価書素案 本編」 p.7 の表 4-1(6)）（同 p.335.にも同様な記述がある。）
- ・「野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。」（「評価書素案 本編」 p.7 の表 4-1(6)）
- ・「なお、4列のいちよう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。」（「評価書素案 本編」 p.7 の表 4-1(7)）

また、「評価書素案 本編」 p.351.以下に「(エ) いちよう並木の保全について」という項が設けられ、銀杏並木の保全についての措置が記述されている。以下、その骨子を示す。

(エ) いちよう並木の保全について

4列のいちよう並木については、全てを保存する計画である。

野球場棟の実施設計前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、調査結果を令和5年春以降の東京都環境影響評価審議会(以下、「審議会」という。)で事後調査報告書として報告するとともに、その結果により設計者・施工者等と調整し、4列のいちよう並

木を保全するため詳細な建築計画及び施工計画の検討を行い、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する。

調査の結果、仮に根が建物の計画範囲に延びていた場合、根に影響を与えないよう、野球場棟の地下基礎部の形(根の張り方等を踏まえ、例えば扁平基礎など)や大きさの調整、地下のピット部分を一部縮小するなど構造上の対応について精査するとともに、地下部への影響を最小限に抑える施工方法を採用するなど、表 8.6-33「4 列いちょう並木の根系調査について」に示すとおり、設計・施工両面から精査し、4 列のいちょう並木を確実に保全する(表 8.6-33、34 参照)。

合わせて、その配慮の状況については野球場棟の設計の進捗に合わせて審議会で事後調査報告書等において報告する。

表 8.6-33 4 列いちょう並木の根系調査について

調査方法：(略)

調査結果に応じた基本的な対応方針

(中略)

・調査の結果、イチョウの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認されたと樹木医が判断する場合には、樹木医の見解を踏まえ、根を避けるため該当箇所の壁面を後退させる等の施設計画の工夫等を行い、いちょうを保全する。

【評価書の欠陥】

このように、評価書素案では、評価書提出後の段階において根系調査を実施し、その結果を踏まえて、詳細な建築計画を検討するとしている。しかも、その場合、調査の結果、根が建物の計画範囲に延びていた場合でも、計画建物の地下躯体の配置等に配慮することを基本とし、「イチョウの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認されたと樹木医が判断する場合」に限り、該当箇所の壁面を後退させる等の建築物の配置の変更を検討するとしているのである。すなわち、評価書においては、新野球場の 4 列銀杏並木への影響については、ほとんどなにも予測・評価せず、将来において、根系調査を行った後、4 列銀杏並木を傷めないような新野球場の設計を固めるとしているわけである。

しかしながら、根系調査の結果、仮に、4 列銀杏並木を確実に保全するためには新野球場をかなり西に配置する必要性が判明した場合、当初の事業計画で想定した敷地では必要な大きさの野球場を建設することが不可能となり、その結果として、事業計画の全体を大幅に見直す必要が生ずる可能性もあるのであるが、新野球場の設計を固める時期は、新ラグビー場の建築のために建国記念文庫の杜の樹木の約半分以上を伐採した後になると予想される（*注 1）ことから、事業者としては、その時点では、もはや事業計画の全体を大幅に見直すこと

は難しいとして、4列銀杏並木を傷めることを承知で、必要な離隔距離を取らないまま新野球場を建設してしまう可能性もある。

(※注1)

新野球場の設計スケジュールについては、事業者から以下のように説明されている。(審議会部会(22.8.16) p.12)

○横田委員 ……現状の基本設計の段階で、[樹木保全の配慮について] こういった配慮がなされたのかといったあたりを、… 教えていただきたいなと思います。

○事業者 はい、まず三井不動産から御回答させていただきます。

実際、施設の計画につきましては、まだ基本設計がスタートしておりません。(中略)

スケジュールといたしましては、まず野球場を例にとらせていただきますが、施設の施工・着工という意味では、26年末、27年頃から開始をまいります。

そこから逆算をまいりますして、基本設計を着手するタイミングとしましては、来年[筆者注：2024年]を予定しております、まだ基本構想というタイミングでございますので、まさにこの年末から来年の春先にかけて、根系調査を実施させていただき、その調査の結果をもとに、基本構想の練り直し、また基本設計の反映という部分を検討してまいりたいと考えております。

○横田委員 ラグビー場のほうについてはいかがでしょうか。

○事業者 はい、ラグビー場につきましては、先ほどの御説明と一部重複をいたしますが、現在PFI事業者の公募中というステータスで、なかなか今そちらに対して、決まった情報が出ておりません。

今月末にPFI事業者が決まるとされておりますので、今後PFI事業者が決まり次第、まさにこちらの樹木に対する保全もしくは移植の検討という部分を、我々事業者としてはPFI事業者に強く要請してまいりたいと考えております。

このように、2024年には、根系調査を踏まえた野球場の基本設計やラグビー場の基本設計は固まっている予定であったのだから、その後に評価書を提出すべきだったのである。

本件評価書においては、評価書案に記載された当初の新野球場の建築計画をそのまま記載しておいて、将来の根系調査の後に建物の設計を見直すというのではなく、評価書においては新野球場の位置を4列銀杏並木を傷める危険性を十分回避できる位置に改めておき、評価書提出後に根系調査等を行った後、それほどの離隔距離が必要でないことが判明した場合には、離隔距離を縮小した建築計画に変更し、それを審議会に変更届として報告し、新野球場の設計に関する環境影響評価手続の再度の実施を行う、というのが本来あるべき環境影響評価の進め方である。

また、そうした「安全策」を取らないのであれば、評価書提出の前に、根系調査という適正な環境影響評価書の作成のために必要な調査を行った上で、新野球場の設計を固め、当該

建物の４列銀杏並木に及ぼす影響を科学的・客観的に予測・評価し、その結果を記載した評価書を提出すべきであったのである。

なお、実際に、評価書素案における新野球場と４列銀杏並木に関する記載事項に関しては、審議会委員から、以下のような助言がなされている。

（審議会総会（22.12.26）資料４：p.19.「項目：その他」１番）

「〔評価書素案の〕p.31に「令和５年１月に根系調査を行う」とあるが、なぜ評価書にいちよう並木の根系調査結果を踏まえた影響の予測評価を含められないのか、都民に対し十分に説明がなされていない。根拠が都民に十分に伝わるよう、情報提供を行うことをお願いしたい。」

これに対し、事業者は以下のように回答している。

「４列のいちよう並木に関して、本年８月の審議会答申では「野球場棟の実施設前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと」「調査結果を示し、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること」をご指摘いただきました。／審議会答申でのご指摘内容を受け、いちよう並木の根系調査における掘削箇所の妥当性の確認を目的とした表層調査を令和４年１１月に実施しました。／それを踏まえて、いちよう並木の根系調査を冬季に行う必要があることから、令和５年１月に根系調査を実施し、その結果を令和５年春以降の審議会ですべて調査報告書として説明いたします。／いちよう並木の根系調査結果を踏まえて、新野球場の建築計画(令和５～７年)等においていちよう並木の保全措置を示し、審議会ですべて報告いたします。／また、上記については事業者のプロジェクトサイトにおいても公表していくなど丁寧な情報発信に努めます。」

このように、事業者は、もっぱら今後の予定を説明するだけで、根系調査を実施し新野球場の建築計画を定めた後に評価書を提出するのでは、なぜ不都合なのかについては、何も説明していないのである。

本件環境影響評価手続の問題は、評価書の提出と、根系調査の実施の順序が逆転しており、評価書作成時において必要な根系調査のデータを欠いていることから、評価書において、本件事業の４列銀杏並木への影響や、４列銀杏並木の保全の確実性について、何らの予測も評価もされていない点なのである。

実際のところ、多くの市民や専門家等から、４列銀杏並木の保全や建国記念文庫の杜の保全等に対する懸念が提起されたことを受けて、東京都は、評価書の記載事項にしたがって、事業者がラグビー場や野球場の建築計画や全体的な緑地計画の改善案を提出するまで、本事業のための樹木の伐採の停止を事業者に要請したため、事業者は R6.10.21 に審議会にラグビー場の設計変更に関する変更届および移植計画の変更等を含む事後調査報告書を提出説明するまで、事業を停止していたのである。このことから、本件については、ラグビー場の設計

を固め、また根系調査を実施し野球場の配置方針等を決定した後に評価書の提出を行うことにしても、何の不都合もなかったといえるのである。

【小結】

そもそも4列銀杏並木の根系調査のデータが得られていない段階では、新野球場の建築による4列銀杏並木についての影響の予測・評価を客観的・科学的に行うことは不可能であるから、本件評価書は本来備えるべき評価書としての資質を欠いたものといわざるをえない。本件環境影響評価手続においては、評価書提出の前に、根系調査等の必要な調査を行った上で、新野球場の設計を固め、当該建物の4列銀杏並木に及ぼす影響を科学的・客観的に予測・評価し、その結果を記載した評価書を提出すべきであったといえるのである。

3-3 新野球場の建築による港区区道上の2列銀杏並木の保全の方法が具体的に示されていないこと

【問題の所在】

現在の秩父宮ラグビー場の東側にある港区道の「2列の銀杏並木」の保全の問題は、当初、評価書案においては、新野球場の建築計画と重なるため存置することはできず、また、根の状態などを推定すると、「移植は難しいと考えられる。」が、「今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。」という、結局は伐採することを含みにした記述になっている。評価書案においては、2列の銀杏並木の伐採を避けるための建築計画の工夫（あるいは代替案）は全く検討されておらず、また、なぜ、このような緑と景観の保全のために重要な場所に野球場を建てないといけないのかという説明もなく、さらに、移植という「環境保全措置」を検討するとはしているが、具体的な移植計画は示されておらず、移植の実現可能性や、移植を行った場合の環境の予測や評価も全くなされていないのである。このことは、新野球場の2列の銀杏並木に対する影響の予測・評価の不備、および（代替的）保全措置を行った場合の環境影響の予測・評価の欠落を意味しているのである。

【評価書案】

2列の銀杏並木の保全問題については、本件評価書では、以下のような記述がなされている。

（「評価書案 本編 8.6.2 予測 (5) 予測結果 ウ. 既存樹木の変化の程度」 p.317, l.5 以下）

「一方、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチヨウについては、建築計画と重なるため存置することはできない。これらの樹木は、活力度 A、活力度 B であるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されており、移植は難しいと考えられる。しかしながら、今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。」

つまり、まだ、必要な調査を行っていないから、現時点では、移植の実現可能性が判断できないので、移植するという環境保全措置を取れるかどうか分らず、結局、単に伐採して済ますことになる蓋然性が高いという主旨のことを述べていると理解できる。これは、明らかに、評価書作成に必要な調査が未だに行われていないこと、すなわち必要な調査データが欠けていることを意味しているのである。

また、本件評価書案では、この部分を受けた結論として、以下のような記述がなされている。

（評価書案 本編 p.317, l.22 以下）

「したがって、既存樹木について、一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。」

ここでいう「既存樹木の一定程度の改変（消失）」というのは、下に示した表（評価書案 本編 p.317.）を見ると分かるとおり、既存の樹木高木 1,381 本のうち、70%にあたる 971 本を伐採し、存置するのは既存樹木の 1/4（つまり 25%）以下の 340 本、移植するのはわずか 70 本（既存樹木の 5%）ということである。このように、既存樹木のうち存置・移植されるのは、わずか 30% 足らずでありながら、「既存樹木について、…著しい影響は与えないと予測する。」と結論するのは、虚偽とまではいえなくとも、誤った記述といわざるをえない。

8. 6-29

A	100	20	100	220
B	240	50	604	894
C	0	0	227	227
D	0	0	40	40
	340	70	971	1, 381

なお、港区道の「2列のイチョウ並木」とその東側の1本を加えた19本の銀杏については、この表では伐採としてカウントされている。この19本は評価書では移植としてカウントされ、見かけ上、伐採する本数が少なくなったが、この2列のイチョウ並木を含む19本は、移植の実現困難性から伐採されてしまう可能性が高いものである。

この点に関し、審議会においては、以下のような議論がなされている。

（審議会第1部会 22.8.16 議事録、p.26.）

○事業者 はい、日建設計です。

今御指摘いただいたのは秩父宮ラグビー場に至るいちょう並木のことでと認識いたしました。

詳細な調査はこれから根系等も含めて、しっかりと根鉢がとれるのか、移植に当たって根鉢がどうとれるかというのが重要なポイントだと思っています。そこら辺の状況をしっかりと把握をした上で、前向きに検討ができるかどうかということを考えていきたいと思っています。

御指摘のように、20mを超える樹高でありますし、一方で非常に細い植栽帯の中に植わっているというところで、根っ子の形も不定形だというふうなところまでは把握

しているところではございますが、技術的には絶対できないということを、今判断することもできないと思いますので、引き続き調査をした上で樹木医と相談して判断をしていきたいと思っております。

技術的にできないことはないのだろうと思っております。非常にコスト等もかかるということでありますけれども、それ以上に重要な樹木であるということも事業者含めて認識しておりますので、是非ともこれについては検討して進めていきたいと思っております。

(中略)

○齋藤第一部会長 ありがとうございます。

様々な技術としてはいろいろな手法がとり得るのだと思うのですけれども、その技術によってどれくらい保たれるのか。例えば、いちよう並木がですね。そういうある種の確率的な確度との関係だと思うのです。

技術はいくらでもいっぱいあると思うのですよね。そのどれを選択するのかといったときに、そのいちよう並木を守れるという確度、しきい値、基準をどこにとっているのかというところが、皆さんが気になっているところで、それをできるだけ確率の高い、確度の高いものを選択していただきたいと思いますし、そのための情報を提示していただいて、事業者の判断というものの確からしさというものを、しっかりと伝えていただきたいと思っています。その点、是非よろしくお願いいたします。

(同 p.14.)

○横田委員 ありがとうございます。

例えば、現在のラグビー場の裏のテニスクラブのところのいちよう並木が、移植対象に今回変えていただいている部分だと思うのですが、こういった高木に発達しているイチヨウの移植というものをどのように実現されるのか。

一般的には、芯を詰めてしまう印象があるのですが、一方で高木のままでできるだけ移植するというような、これ当然コストも関連してくるかと思いますが、そういう技術もないわけではありませんよね。

その辺りのどの程度の範囲の樹木に関しては、現状の樹勢や樹形を維持するといった考え方を、現在お持ちになっているのかお伺いできればと思います。

○事業者 今御指摘のあった秩父宮ラグビー場に至るところですが、こちらに 19本のイチヨウがあるわけですが、ここのイチヨウにつきましても、現状の活力度の調査もされていますけれども、引き続き根系の状態ですとか、こちらは街路樹になりますので、非常に根鉢の形状が歪な形をしているのではないかと想像されるわけですが、そういったことの中で根鉢が適切にとれるかどうか等々、〔実際に伐採するまでには（筆者注）〕まだ時間もありますので、その中で樹木医とも調査をした上で、前向きに移植の検討をしていきたいと思っています。

移植先に関しましては、文化交流施設、仮に移植が可能ということが、今は検討樹木となっていますが、移植可能という判断ができれば、文化交流施設側のところに移植をしたいと考えています。

それであれば、基本的に場内での移植が可能になってくると思いますので、全く同じ樹形でいけるかどうかというのにはありますが、著しく樹形を損ねることのないように、一定程度選定（剪定の誤記：筆者中）しながら、総合的に最適な移植方法で移植をしていくというようなことが考えられると思います。

審議会は、評価書案には確かな情報（すなわち移植の可能性を客観的・科学的に検討するための調査データも、移植の方法についての科学的な検討）が示されていないと苦言を呈しているのに対し、事業者は、全ての調査や検討作業は、すべて先送りし、評価書に盛り込むという意味を示さないのである。

このように、事業者は2列銀杏並木を含む19本の銀杏については、詳細調査の上、可能であれば移植するといっているわけであるが、もし移植が難しいと判断された場合は、この19本の銀杏の保全措置はどうするつもりなのだろうか。保全措置が取れなければ港区道の廃道がかなわず、そうすると、その上に新野球場を建設するという事業計画は抜本的に見直さざるを得なくなるのであるが、そうした場合、どのように対応するかについては、本件評価書は一切触れていないのである。

----- なお、港区道の廃道については、本件再開発事業の施行認可申請書類に添付された「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の事業計画に係る公共施設の同意について（回答）（4港街土第1181号 令和4年12月27日）」（以下「港区同意書」という。）には、「特別区道第1107号線の銀杏（筆者注：本2列銀杏並木を指す）については、申請者の責任において厳に保全に努めてください。」という協議条件が明記されているところである【甲A6, p.231 [頁右下部に記載したページ数]】。

【知事の意見】

「知事の意見」においては、「2列の銀杏並木」に対する特記事項は記されていないが、建築計画による樹木への影響を回避・最小化することの重要な要素として扱われていると解することができる。具体的には、以下のような記述である。

（評価書 本編 p.564.： 12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見（項目：生物・生態系））

「2施設の解体及び建設・運用に伴う樹林地への影響を回避・最小化し、その保全や適切な育成・管理を実施していくための方針を、保全管理方針として評価書において示すこと。また、作成した保全管理方針に基づき、生物種のモニタリングと併せて、順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。

3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。」

しかしながら、評価書においては、2列イチョウ並木に関する詳細調査結果は示されず、移植するか否かの方針も示されず、単に、もし移植することとした場合のおよその移植先の位置が示されているだけであった。したがって、本評価書においては、2列イチョウ並木に関する、必要な調査・予測・評価がなされていないといわざるをえないのである。

【評価書素案と評価書】

前記のとおりの手順を経て、評価書素案および評価書が提出されたが、評価書素案では、2列イチョウ並木に関する記述は以下のように微修正されているものの、2列イチョウ並木に関する詳細調査結果は示されず、移植するか否かの方針も決定されていないのである。

（評価書素案 本編 p.337, 「表 8.6-29(3) 存置及び移植により保存する樹木の本数（移植検討反映）」についての説明文）（評価書 同箇所）

「伐採として扱った樹木のうち、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウ 19 本については、資料編 p.207 に示すとおり、活力度 A、活力度 B であるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されているが、今後詳細な調査を行い移植の可否を検討するため、〔表の中の数字としては：筆者注〕「移植検討」とする(表 8.6-29(3)参照)。」

表 8. 6-29 (3) 存置及び移植により保存する樹木の本数（移植検討反映）

活力度	存置	移植	移植検討	伐採	合計
A	146	29	13	32	220
B	355	72	5	462	894
C	100	5	1	121	227
D	14	0	0	26	40
合計	615	106	19	641	1, 381

このように、単に、表中で、伐採としてカウントする樹木の数（見かけ上）減らすために、「移植検討」という枠（列）新たに設け、そこに 19 本を納め、伐採する樹木数を 19 本減らしたというに過ぎないのである。

なお「評価書 本編 8.6.2 予測 (5) 予測結果 ウ. 既存樹木の変化の程度」の結論は、以下のとおりであり、これは、上記の評価書案における記述と全く同一のままである。

（評価書素案 本編 p.335, 最後の段落）（評価書 本編 p.335, 最後の段落）

「したがって、既存樹木について、一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。」

このように、評価書段階における事業計画では、存置・移植樹木を評価書案の時点の計画よりも相当数増やしたとはいえ、未だに、存置される樹木は既存樹木の半数以下（45%）であり、（2列イチョウ並木の 19 本が移植され、また、評価書案提出後に行った詳細調査を踏まえて新たに移植可とした 85 本の移植が実現した場合でも）なお、全体の 40%の樹木を伐採する予定の事業計画（評価書 本編 p.337, 表 8.6-30(4)参照）について、その環境影響を「既存樹木について…著しい影響は与えないと予測する。」と記述するのは、合理性に欠けた誤った記述、あるいは「黒いものを白」と強弁する類いの「虚偽の記述」といえるものである。

表8. 6-30(4) 存置及び移植により保存する樹木の本数（詳細調査を反映）

活力度	存置	移植	移植検討	伐採	合計
A	146	40	13	21	220
B	355	142	5	392	894
C	100	8	1	118	227
D	14	1	0	25	40
合計	615	191	19	556	1,381

注1) 図8. 6-10(1)、図8. 6-10(2)参照

注2) 別途計画地外から26本を移植予定であり、移植本数の合計はP. 343 図8. 6-10(2)記載のとおり、移植総数は217本となる。

【評価書の欠陥】

上記のとおり、評価書案における 2 列のイチョウ並木の環境影響予測・評価および保全措置に関する記述に関し、審議会は、評価書案には確かな情報（すなわち移植の可能性を客観的・科学的に検討するための調査データも、移植の方法についての科学的な検討）が示されていないと苦言を呈し、また、知事の意見としても、「既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、」移植計画を策定することを要求しているにもかかわらず、事業者は、全ての調査や検討作業は、すべて先送りし、評価書には「今後詳細な調査を行い、移植の可否を検討する。」と記述するのみであり、これは、知事の意見に適切に対応していないばかりでなく、本来、環境影響評価書に記載すべき事業計画の記述としても、その環境への影響の予測・評価としても、さらには環境

保全措置の検討およびその影響の予測・評価としても、まったく不十分なものといわざるをえないのである。また、2列イチョウ並木の詳細調査の結果、移植が不可と判断された場合、どのような環境保全措置を取るのかについても一切記載されていない（伐採するとも明記されていない）。この点においても、本評価書は著しい欠陥のあるものといわざるをえない。

【小結】

以上のとおり、本件評価書には2列イチョウ並木の保全措置に関する、調査・予測・評価が欠落していること、また、本事業計画では、既存樹木の半数以下しか存置されず、半数近くを伐採する予定であるにもかかわらず、「既存樹木について…著しい影響は与えないと予測する。」と結論するという、著しく合理性に欠けた記述を含んでいることなどから、本件評価書は本来備えるべき評価書としての資質を欠いたものといわざるをえない。本件環境影響評価手続においては、評価書提出の前に、2列銀杏並木の根系調査等の必要な調査を行った上で、その移植計画または保全措置を具体的に策定し、それらを事業計画に反映させた評価書を提出すべきであったといえるのである。「（評価書提出後に）詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。」というのでは、「事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価し、環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測・評価する」という環境影響評価を適正に行ったことにはならないのである。

3-4 新野球場による騒音問題に対する「環境の保全のための措置」の欠落

【問題の所在】

新野球場による騒音（野球の試合等の際の騒音）についての懸念が多数の都民から提示されている（詳細は後述）。

【評価書案】

評価書案では、「施設の供用に伴う騒音」に関し、まず現況調査として、神宮球場及び秩父宮ラグビー場からの試合開催時の騒音の調査を実施した結果を示し（評価書案 本編 p.166.）、また、「法令による基準等」として「「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」」を示している（p.179.）。事業による影響の予測方法は以下のようなものである。（p.179.以下）

- ・騒音を予測する地点は、次ページの図(p.161. 図 8.2-2(2)、(3))に示された地点とし、予測高さは地上 1.2m とする。

「なお、周辺には中層の住宅があり、スタジアム高さと同じ階層においても居住がみられるものの、スタジアムから都道を介して離隔が確保されているため、スタジアム高さにおける予測は行わないこととした。」としている。

- ・予測方法としては、（建設後の）「スタジアム客席上に面音源を配置し、観客からの騒音レベルを設定した。騒音レベルの設定にあたっては、現地調査での音源地点に対する現地調査結果をもとに行った。（つまり、現在の施設と同じレベルの騒音が発生するものと仮定している。）／また、スタジアム外壁面を遮音壁として、回折減衰による補正を行った。」としている。

予測結果については、以下のように記述されている。

「施設の供用に伴う騒音の予測結果は、図 8.2-15 に示すとおりである。

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において 55dB 程度である。」

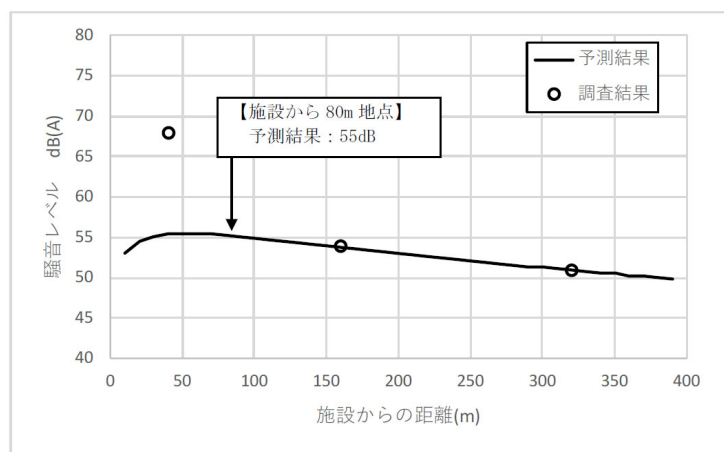
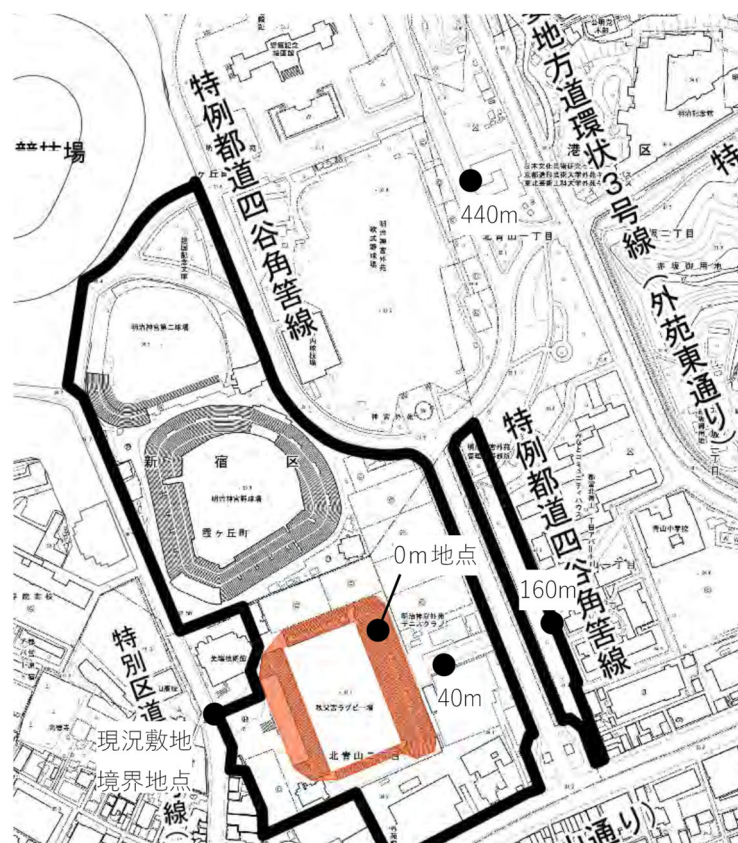


図8. 2-15 新球場からの騒音の予測結果



図8.2-2(2) 神宮球場からの騒音調査地点



注) 着色部が客席であり、客席全体から騒音が発生している。

図8.2-2(3) 秩父宮ラグビー場からの騒音調査地点

この予測を踏まえて、当該騒音の「評価」については、以下のように記述されている。

- ・（評価書案：本編 p.234.）（同 p.3 最下段）

「ウ. 施設の供用に伴う騒音

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において **55dB 程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。」**

- ・（評価書案 本編 「表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論」 p.3）

「【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において **55dB 程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。」**

【知事の意見】

このような、新野球場による騒音に関する評価書案の記述に対し、都民からは、たとえば以下のような意見が提示されている。

- ・（評価書 p.570, 表 13-2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要、第 1 項目）

（意見の内容）神宮球場の位置についてですが、青山 1 丁目の都営団地に近くなり、多大な騒音を住民にもたらすこととなります。このような計画は見直しして頂きたいです。／また、できればドーム式にして音が出ない様にするなど、考えて頂きたい。

（事業者の見解）野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟 から約 80m)において球場騒音は 55dB 程度と予測しており、環境基準値を満足すると予測しています(評価書案 p.224、234 参照)。野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の 音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全 措置に努めていきます。

- ・（評価書 p.570, 表 13-2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要、第 4 項目）

（意見の内容）「野球場の音が 55dB 程度という予測は、いつ、どこで、どんな試合で、観衆は何人、天候はどうだったのか、予測の根拠を示す具体的な 調査結果を公表して下さい。」

（事業者の見解）野球場からの騒音の予測方法につきましては、スタジアム客席上に音源を配置し、騒音の伝搬理論式を用いた距離減衰により予測しております(評価書案 p.199 参照)。音源については、2019 年 7 月 16 日のプロ野球開催時(ヤクルトー巨人戦、観客動員数 29,771 人、天候: 曇り)において、球場スタンドから発生する騒音レベルを測定し、それをもとに計算を行いました。野球場からの騒音につきましては騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して

夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていきます。

このように、周辺の中層住宅ではスタジアム高さと同じ階層においても居住がみられるにもかかわらず、事業者は、スタジアム高さにおける予測は行わず、観客の発する騒音が直接伝わってこない地上 1.2m での騒音レベルが 55dB であることをもって、環境基準値を満足すると予測・評価しているのである。また、騒音に対する環境保全措置として、建築計画を見直すとか防音設備を設けるといった物的な措置をなんら示さず、単に、施設利用者（つまり観客）に対して音を抑えるよう「周知」するというきわめて実効性に乏しい措置しか示していないのである。

これに対し、審議会からは以下のように、スタジアム高さでも騒音を評価すべきとの指摘がなされた。

- ・（審議会第 1 部会 22.3.24, 資料 4、p.15.「第 1 回部会審議質疑応答」項目：騒音・振動：第 2 番）

「供用後の騒音について、スタジアム高さでの騒音を評価しなかった理由として「スタジアムから都 道を介して隔離が確保されている ため」と記述されているが (p.179)、根拠が薄いように思える。地上 1.2 m では回折による減衰が見込まれるが、予測地点(スタジアムから 80m)で 55 dB と、環境基準ぎりぎりになっている (p.224)。スタジアム高さであれば回折による減衰の程度が地上 1.2 m よりも小さくなるはずなので、スタジアム高さと同じ高さの住居では、環境基準を超える騒音になる 可能性がある。スタジアム高さでも騒音を評価するべきではないか。」

こうした指摘を受けて、「知事の意見」としては、この問題について以下のような指摘がなされた。（評価書素案および評価書 p.563）

12. 評価書案審査意見書に記載された知事の意見 項目：騒音・振動（第 1）

野球場棟の供用に伴う騒音では、球場高さでの予測を行っていないが、球場から近傍住宅までの 距離における地上 1.2m の予測では環境基準と同値であり、球場と同じ階層の住居における騒音の影響が懸念されることから、球場高さにおける予測・評価を行うこと。また、予測に当たっては、予測式や予測条件等について、詳細に記述すること。

【評価書素案と評価書】

知事の意見を受けて、事業者は、評価書素案において、知事の意見を踏まえ、施設の供用に伴う騒音の予測について、球場高さでの予測・評価を追加し、また、予測式や予測条件を資料編に追記するのであるが（「表 10.1-1(1) 修正した箇所及び修正内容の概要」（評価書素

案および評価書 p.559))、その際、神宮球場のスタジアム高さ(11m)における予測結果は、資料編のみに示され(評価書素案 資料編 p.173)、本編には全く記載されていないのである。

すなわち、神宮球場のスタンド高さの騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 62dB(61.5dB)程度という予測結果が得られたにもかかわらず、評価書素案本編においては、「球場高さでの予測・評価」は一切記載されず、以下のような「昼間平均(6 時~22 時)の環境基準値(55dB) を満足する。」という、評価書案の記載と、ほぼ同様の結論を示すという、きわめて不誠実で欺瞞的な対応を行っているのである。

- ・ (評価書素案 本編 p.3 最下段)

【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 55dB 程度と予測され、昼間平均(6 時~22 時)の環境基準値(55dB) を満足する。

- ・ (評価書素案 本編 p.241 最下段)

ウ. 施設の供用に伴う騒音 施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 55dB 程度と予測され、昼間平均(6 時~22 時)の環境基準値(55dB)を満足する。

- ・ 参考：(評価書案 本編 p.3)

【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、新球場から近傍住宅までの距離(新球場から約 80m)において 55dB 程度と予測され、環境基準値(55dB)を下回る。

これに対し、評価書素案の受理報告および事業者説明を行った審議会において、委員から以下のような指摘を受け、ようやく、球場高さでの騒音の予測・評価が評価書本編に記載されることになったのである。(令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会 第 10 回総会 (R4.12.26 開催) : 【審議資料】 資料 4 受理報告 (「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書素案) p.14.「騒音・振動の第 2 番」)

「球場高さでの騒音の予測・評価を行っていただき、ありがとうございました。ただ、予測式や予測条件等の詳細は資料編への記載で十分と思いますが、予測結果及び資料編 p.173 の最後の「なお、現況の神宮球場から・・・環境保全措置に努めていく。」という段落は、資料編だけでなく、本編にも記載した方が良いと思います。」

こうして、施設の騒音に関する評価と結論は、評価書本編において、以下のように記載されたのである。

- (評価書 p.3 最下段)

【施設の供用に伴う騒音】

施設の供用に伴う騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 55dB 程度と予測され、昼間平均(6 時~22 時)の環境基準値(55dB) を満足する。

また、参考として施設の供用に伴う神宮球場のスタンド高さの騒音レベル(LAeq)は、野球場棟から近傍住宅までの距離(野球場棟から約 80m)において 62dB(61.5dB)程度である。 なお、現況の神宮球場から近傍住宅までの距離(約 160m)においては 58dB(57.9dB)程度と予測されることから、将来においては 4dB(3.6dB)程度増加すると考えられる。野球場棟からの騒音については騒音の発生に配慮するよう、施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていく。

このように、評価書素案が提出されて初めて、こうした著しい騒音被害が生ずることが判明したわけであるが、このような著しい環境被害が生ずることが予測された場合は、そのような被害を回避あるいは緩和するような環境保全措置とその有効性の評価を評価書に盛り込むべきところ、環境保全措置については事業実施段階における新野球場の実施設計において講ずる(つもりである)という事業者の言い分を、そのまま「丸呑み」することになってしまったのである。具体的には、以下のようなやりとりがなされている。

- ・(審議会 23.01.30, 資料 3, p.18、「環境影響評価書素案への 12 月 26 日の審議会総会での助言と評価書への反映状況」「騒音・振動 2」)

(審議会での助言) 球場高さでの騒音予測について、予測結果が 62db と高い結果になっています。ソフト面に加えて、ハード的な対策を、もし取り得ることがあるとしたら何かないかなということを質問させていただきます。

(助言に関して評価書への反映状況) 今後、野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で、予測に取り入れ、審議会で報告いたします。

しかも、このやりとりは、審議会資料に記載されているのみで、評価書には「野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討する」との記述は一切なされていないのである。

こうした評価書の記載内容については、評価書の受理報告および事業者説明を行った審議会において、委員からも、以下のような苦言が表明されているところである。

(審議会 議事録 23.01.30, p.36 以下)

○池邊委員 …(中略) 特に騒音に関しましては…55 デシベル以上のものが出るであらうということが、…評価書 241 ページに書かれています。

しかし、そういうことというのは実際アセスではあり得ないことであり、[騒音被害が(筆者注)] 環境基準を超える場合というのは、現状非悪化の原則ということを適用するということで、…そういう場合はまずいという判断がなければいけない。

【評価書の欠陥】

このように、本件評価書においては、新野球場棟の約 80m のところに位置する都営住宅の高さ 11m の居室においては、昼間の環境基準である 55dB を大きく超える 62dB の騒音被害が予測されており、しかも、これは現状より 4dB 程度増加する数値であることが明記されているのである。22 時以降の夜間の環境基準は 45dB である。このように、環境基準を著しく超え、しかも、現状と比べても 4dB も悪化するような甚大な騒音被害の発生が予測されているのであるから、本件評価書には、この騒音被害に対する実効性のある環境保全措置が講じられていなければならないにもかかわらず、評価書に記載された環境保全措置は「施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行う」という効果の疑わしい措置しか示されておらず、また、この措置を講じた場合の効果すなわち環境影響の予測・評価もなされていないのである。このように、環境基準を超える騒音被害（しかも現状より 4dB も高い騒音被害）が予測されているにもかかわらず、そのことに対する有効な環境保全措置が示されていない本件環境影響評価書は、きわめて大きな欠陥のあるものといわざるをえない。

【小結】

以上のとおり、本件評価書においては、著しい騒音被害が生ずることが予測されているにもかかわらず、その騒音被害を回避あるいは緩和する実効性ある環境保全措置が示されておらず、また、その措置を講じた場合の有効性（すなわち当該措置を講じた場合の環境への影響の予測・評価）も一切示されていない。したがって、本件評価書は「事前に事業の環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」とされている環境影響評価書としては重大な欠陥をかかえたものとなっていることが明らかである。

3-5 「移植を通じた樹林の生態系の保全」という実現不可能な手法によって生態系を保全していることの欺瞞性

【問題の所在】

本件事業においては、建国記念文庫の杜の南半分については、移植する樹木を個々バラバラに移植するのではなく、現在の樹木の構成を維持するような形で、一団の樹木を、まとめて移植することで、「生態系を復元」するものとしている。しかしながら、本事業区域においては、そのような一団の樹木をまとめて移植できるようなまとまった土地を得ることが難しいだけでなく、単に、現存する樹林の樹木をまとめて移植したところで移植先の土壌や環境条件の違いから原理的に「生態系を復元」することは難しいことから、そもそも「生態系を復元」する移植計画は実現不可能なのである。そもそも、移植によって本件評価書には、まとまった移植によって「生態系を復元」するという環境保全措置の具体的な計画が示されておらず、また、その措置を講じた場合の環境に及ぼす影響の予測・評価も記載されていないのである。

【評価書案】

まず、既存の樹木を移植によって保全するという考え方については、評価書案の審議の段階で、まず以下のような指摘がなされているところである。

- ・（審議会第1部会 22.5.26 議事録、p.31.）

例えば、[評価書案 p.321 において] 評価の結果として生態系のところで書いていただいているのは、「周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持される」ということです。しかしこれは、基本的には、「維持されない」のですよ。

質が当然変わるわけですから、「維持」ではないわけですよ。その質の変わり方を、調査情報をもとに示すのが、環境影響評価だと思います。

それは、毎木調査をされていれば、たとえ予測の結果がなくても、毎木調査の結果と、残置、移植、伐採をオーバーレイ、重ね合わせれば、ある程度定性的にでも捉えられるはずなんですよね。

そういった情報がないのですよ。出されている情報が、取組に対する情報は出されていますが、影響そのものの対象であるとか、影響の量、環境偏差値（筆者注：「偏差値」は「保全措置」の誤記と思われる。）の効果に関する情報が、基本的には評価の軸になるはずなんです。その文言が全て、「取組」であるということ、非常に客観性を欠いている部分だと思います。

これは、環境影響評価の理念をきちんと詰め込む必要がある部分ですので、調査、予測、評価の情報をもとに、きちんと結論づけていただきたいと思います。

景観に関しても同様です。景観形成等の基本理念との整合性に関して、どのような情報をもとに、どのような影響と保全措置の効果を提示されて、その基本理念との整合性が図られるという書き方をしていただきたいと思います。

圧迫感も同様です。〔緑化等によって〕「圧迫感に対する軽減が図られる」というのは、取組ですね。そうではなくて、現状に対して増加する圧迫感に対して、どのような手段でどれだけ低減できるのかということをベースにして書いていただかないと、圧迫感の回避、軽減、代償の実効性をここで審議することができないということかと思います。

- ・（審議会第1部会 22.8.16 議事録、p.11.）

○横田委員 ……回避、低減、代償という優先順位というのは、原則的に認知されているものですが、今回その移植の拡充に関しては代償措置に位置付けられるのではないかと思います。

一方で、その環境影響評価の中で、その回避・低減に対する部分を、きちんと影響も含めてお示しいただくことが必要なのかなと理解しています。

そういったときに、まず1点目の樹木の数ですとか、建物との配置に関する検討の中で、どういった観点が影響の回避並びに低減という観点で、今回御検討いただいた部分なのかということ、まずお伺いしたいと思います。お願いします。

○事業者 はい、ありがとうございます。三井不動産です。

今回の施設計画に当たりましては、スポーツの継続、競技の継続性という観点から、段階建替えとさせていただくことが一つ前提となっております。

その中で、今の施設に近接している樹木や、まさに建て替える先の部分にある樹木については、伐採はなかなか回避が難しいと考えてございます。

【知事の意見】

この問題について、以下のような意見が「知事の意見」として示されている。

- ・（評価書 本編 p.564, 「知事の意見」項目：生物・生態系；第3）

「3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設的设计及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に

配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。」

【評価書素案と評価書】

こうした指摘に対し、以下のように、事業者は、樹木の個別の移植ではなく、「樹木のまとまった移植による生態系の復元」という措置を打ち出してくるのである。

- ・（評価書素案 本編 p.332.および 評価書 本編 p.332.）

事業の実施に伴い、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場(建国記念文庫)の階層構造を有するまとまりのある植物群落を復元する計画である。

- ・（評価書素案 本編 p.371 および 評価書 本編 p.371）

③神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地について

- ・ 神宮外苑広場(建国記念文庫)等の植栽樹は、存置もしくは移植により極力残す計画とする。
- ・ 神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央 広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元するとともに、次の 100 年に受け継ぐ緑地環境を整備する。(図 8.6-21 参照)。

- ・（評価書素案 本編 p.373. および 評価書 本編 p.373.）

また、神宮外苑広場(建国記念文庫)等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び 中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場(建国記念文庫)等から約 112 本の樹木を移植し、新たに新植樹木も配置することで神宮外苑広場(建国記念文庫)の樹林及び生態系を復元する計画である。

ちなみに、この建国記念文庫の樹木をまとめて移植するという移植計画は、実現が困難であるとして、2024 年 9 月 30 日付け「事後調査報告書（工事の施行中その 2）」によって変更され、現在では、「まとまりのある建国記念文庫の環境の復元」は困難となっている。にもかかわらず、事業計画の変更届は未提出であり、この変更後の事業計画に対する、再度の環境影響評価手続も要請されていない状況である。このように、本件評価書の、この重要な追加変更部分は遵守されず、ただの作文となってしまったのであるが、このことは、こうした「移植を通じた生態系の復元」という観念が、実現可能性に乏しい、架空のものでしかな

いことを示す傍証といえる。（審議会総会 24.10.21 において受理報告された「事後評価報告書 その2」）

【評価書の欠陥】

本件評価書では、仮移植の場所や、本移植する場所の詳細を示さぬまま、まとまった移植を通じて樹林の生態系を保全するという方針のみが記載されている。

しかしながら、移植を通じた生態系の保全という措置は、本事業の対象区域内においては、一団の移植樹木をまとまった形で移植するだけの広がりを持つ土地が得られないことから、現実には不可能である。実際には、多くの移植樹木は、現状で既に樹木が密集している既存の樹林地の中に仮移植あるいは本移植されることになるので、結果として、移植樹木と既存樹木の樹間距離が十分に取れないことから、移植樹木が活着しなかったり、樹木の成長にともない移植樹木も既存樹木も劣化・枯損していくことになることが予想されるのであるが、本件評価書においては、この問題に関する対策が一切講じられていないのである。

このように、本件評価書に記載されている「移植を通じた樹林の生態系の保全」という環境保全措置は、客観的科学的に見て、有効な「環境の保全のための措置」とはいえず、その点で、本件評価書には大きな欠陥があるものといわざるをえないのである。

【小結】

以上のことから、本件評価書は「事前に事業の環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」とされている環境影響評価書としては重大な欠陥をかかえたものとなっていることが明らかである。

4 結論

以上のように、上記で指摘した5つの点において、本件評価書は、重大な欠陥をかかえたものとなっており、そのため、本件評価書は「事前に事業の環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、また環境保全措置を検討し、その措置の環境に及ぼす影響を予測・評価するもの」という条例の期待する環境影響評価書としての体をなしていないものといえるのである。また、そのようなことになった原因は、4列の銀杏並木や2列の銀杏並木の根系調査等の調査が未実施であり、また、新ラグビー場や新野球場の設計が、ごく大まかな基本構想の段階にあり、そのため新ラグビー場の建国記念文庫の杜に対する影響や、新野球場の4列の銀杏並木や2列の銀杏並木に対する影響、2列の銀杏並木の移植の方法、新野球場による騒音被害、建国記念文庫の杜の移植による環境保全措置の有効性などの予測・評価が適切になされていないことにある。一言でいえば、事業者は、環境影響評価書を行うための事業計画が十分な熟度に達しておらず、また環境への影響を予測・評価するための科学的調査が十分に行われていない段階で、未熟で内容の薄い評価書案を提出し、それを（知事の意見に応じて）十分な水準のものに充実させることがかなわないまま、重要な検討事項の多くを評価書提出後の事業実施段階に先送りするような、事前評価書とはいえない評価書を強引に提出し、都はそれを受理してしまったということである。

以上

付（関係条文）

東京都環境影響評価条例

（目的）

第1条

この条例は、環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等(以下「環境の保全」という。)について適正な配慮がなされることを期し、もつて都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条

一 環境影響評価 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価(以下「調査等」という。)を行うとともに、これらを行う過程において、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境に及ぼす影響を予測し、及び評価することをいう。

（評価書案の作成）

第四十八条

事業者は、調査計画書(第二十五条、第三十三条第四項又は第三十四条の規定により評価書案の作成及びこれに引き続く事業段階環境影響評価の手続を行う場合にあつては環境配慮書、第四十条第四項の規定が適用される場合にあつては規則で定める環境影響評価の項目について技術指針で定める手法)に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行い、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要(以下「評価書案等」という。)を作成し、規則で定める時期までに知事に提出しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 対象事業の名称、目的及び内容

三 事業計画の策定に至った経過(計画段階環境影響評価を実施したものについては、その結果の反映内容)

四 調査計画書を作成した対象事業については、その修正の経過

五 調査の結果

六 評価項目ごとに環境に及ぼす影響の内容及び程度

七 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含

む。)

八 環境に及ぼす影響の評価

九 対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域

十 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第四十条第二項及び第三項の規定は、同条第四項の規定が適用される場合に行う評価書案等の作成 及び提出について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「調査計画書」とあるのは、「評価書案等」と読み替えるものとする。

(評価書の作成)

第五十八条

事業者は、前条第二項の規定による評価書案審査意見書の送付を受けたときは、第四十八条第一項の規定により作成した評価書案について、当該評価書案審査意見書並びに第五十四条において準用する第十八条第一項の意見書、第五十四条において準用する第十九条第一項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見及び第五十六条第二項において準用する第二十条第三項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見に基づき検討を加え、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)及びその概要(以下「評価書等」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

一 第四十八条第一項各号に掲げる事項

二 前号に掲げる事項のうち、当該評価書案を修正したものについては、その経過

三 第五十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項

四 第五十六条第二項において準用する第二十条第三項の規定により記録された都民の意見を聴く会の意見の概要

五 前条第一項の規定により作成された評価書案審査意見書に記載された知事の意見

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(以下略)

(評価書についての公示、縦覧等)

第五十九条

知事は、前条の規定による評価書等の提出があつたときは、遅滞なく、当該対象事業に係る許認可権者にその写しを送付するとともに、当該評価書等の提出があつた旨その他規則で定める事項を公示し、当該評価書を、公示の日から起算して十五日間、規則で定めるところにより縦覧に供しなければならない。

(許認可権者への要請)

第六十条

知事は、前条第一項の規定により評価書等の写しを許認可権者に送付するときは、当該許認可権者に対し、当該対象事業の実施についての許認可等を行うに際して当該評価書の内容について十分配慮するよう要請しなければならない。

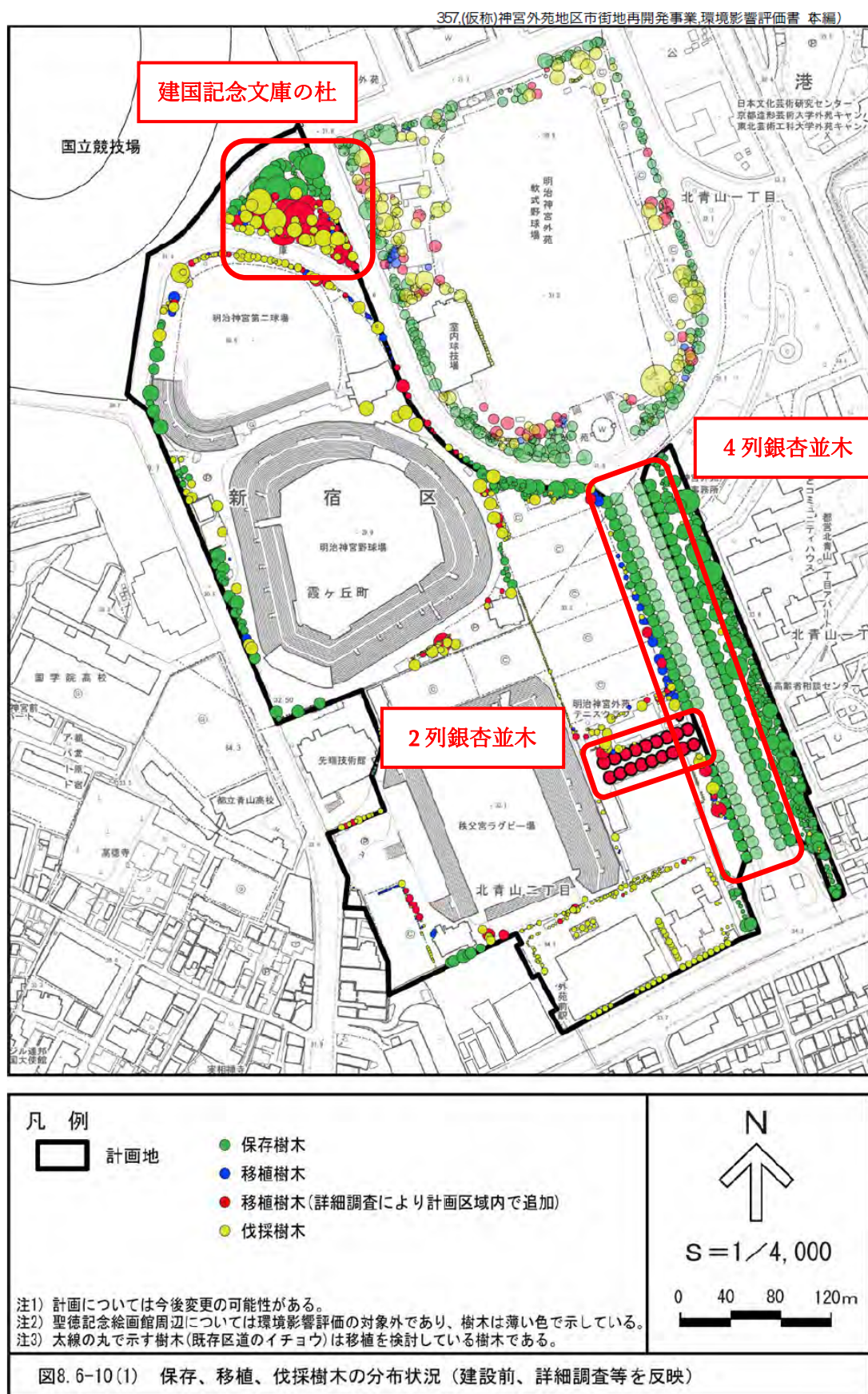
(対象事業の実施の制限)

第六十一条

事業者は、第五十九条第一項の規定による公示の日までは、当該対象事業を実施してはならない。

(以上)

付（位置などの名称を示した図）



大方 潤一郎（おおかた じゅんいちろう）

東京大学名誉教授・工学博士

略歴

1954 年 2 月 生まれ
1977 年 3 月 東京大学工学部都市工学科卒業
1979 年 3 月 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻修士課程修了
1982 年 3 月 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士課程単位取得退学
1982 年 4 月 東京大学工学部都市工学科助手
1984 年 2 月 横浜国立大学工学部建築学科助手
1987 年 6 月 工学博士取得（東京大学）
1987 年 6 月 横浜国立大学工学部建築学科講師
1989 年 4 月 横浜国立大学工学部建築学科助教授
1996 年 4 月 東京大学大学院工学系研究科工学部都市工学専攻助教授
1999 年 2 月 東京大学大学院工学系研究科工学部都市工学専攻教授
2013 年 4 月 東京大学高齢社会総合研究機構・機構長（兼務）
2019 年 3 月 東京大学を定年退職
2019 年 5 月 東京大学名誉教授
2019 年 4 月 明治大学経営学部特任教授
2024 年 3 月 同任期満了にともない退職、現在に至る

本件に係わる主な著作

- ・全国市街地再開発協会（分担）「日本の都市再開発史」全国市街地再開発協会, 1991.
- ・小林重敬（編）（分担）「協議型まちづくり」学芸出版社, 1994.
- ・小林重敬（編）（分担）「地方分権時代のまちづくり条例」学芸出版社, 1999.
- ・蓑原敬（編）（分担）「都市計画根底から見なおし新たな挑戦へ」学芸出版社, 2011, （うち「第3章 まちづくり条例による国際標準の計画制度」を分担）
- ・大方潤一郎「アメニティ向上をめざすゾーニング：ニューヨーク市ミッドタウン・ゾーニングについて」『住宅』32:8(1983), pp.59-67.
- ・大方潤一郎「ゾーニング体制下の市街地デザイン・コントロール手法とその論理」『都市計画』161 (1989), pp.70-78.
- ・大方潤一郎「再開発地区計画における協議プロセスとその課題」『都市計画』177(1992), pp.32-37.
- ・大方潤一郎「地域制を通じた環境コントロールの歴史的展開」『環境情報科学』21:4(1992), pp.17-21.

- ・ 大方潤一郎「容積率規制の理念と展開の方向性」『都市住宅学』17(1997),pp.14-22.
- ・ 大方潤一郎「自治体総合的土地利用計画の必要性和課題」『日本不動産学会誌』51(1999), pp.26-33.
- ・ 村山顕人・小泉秀樹・秋田典子・大方潤一郎「土地利用計画策定手続きと環境アセスメント手続きの統合に向けて：米国ワシントン州の環境アセスメント制度の事例研究」『都市計画論文集』37(2002),pp.751-756.
- ・ 大方潤一郎「日本の都市計画制度の弱点と制度改正の展望」都市計画,272(2008),pp.57-60.
- ・ 大方潤一郎「都市計画の規制緩和と分権化・市民化：40 年をふりかえる」都市計画,73(6)(2024),pp.98-103.
- ・ 大方潤一郎・佐々木実「対談 神宮外苑再開発とスポーツ利権を問う」世界 983, (2024-07), pp.77-85.

(※「本件に係わる主な著作」としてあげた論文うち、太字は本意見書との関係で、新たに挙げたものであり、甲 A1 の意見書の「本件に係わる主な著作」としては挙げなかったものである。)